

教 育 民 生 委 員 会 記 録

日 時	令和2年6月19日（金） 午後 1時00分～午後 2時56分 午後 3時28分～午後 4時27分
場 所	第5，第6委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○小松 幸子 小川百合子 坂巻 重男 鈴木 清丞 武藤美津江 村越 誠 矢澤 英雄 山下 洋輔
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	保健福祉部長（高橋裕之）保健福祉部理事（市原広巳） 次長兼障害福祉課長（小川正洋） 福祉政策課長（石毛雅之） 高齢者支援課長（宮本さなえ） 保健所長（山崎彰美）地域保健課長（根本暁子） こども部長（高木絹代）次長兼保育整備課長（鈴木 実） こども福祉課長（込山浩良）保育運営課長（依田森一） 保育運営課専門監（北川美穂） 教育長（河 貞） 生涯学習部長（宮島浩二） 学校教育部長（増子健司）学校教育部理事（後藤義明） 学校財務室長（関根江里子）教職員課長（杉浦 毅） 学校施設課長（浅野 晃）学校保健課長（中村泰幸） 指導課長（逆井俊彦） その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 議案審査につきましては、6月16日の議会運営委員会において新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、答弁者の多い議案区分から審査するという運用が決定したため、当委員会につきましてもお手元の審査区分表のとおり審査を進めてまいりますので、御了承をお願いします。

また、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いを申し上げます。執行部は、答弁に当たり挙手するとともに、委員長と発言をし、委員長より発言の許可を得た後、必ず所属と氏名を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定をしてください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意願います。その他電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力していただいているところがございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第13号、和解について、議案第14号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第15号、令和2年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について、議案第16号、令和2年度柏市一般会計補正予算についての4議案を一括して議題といたします。

なお、通常補正予算とその他の議案は区分を分けておりますが、今回は14号補正予算の中に和解に関する経費が組み込まれていることから、13号を第1区分に含めておりますので、御了承をお願いします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○矢澤 それではお願いします。

まず、13号、和解について伺います。これは、柏南高校で行われた中学総体、バレーボール大会での事故のことについての対応だと思うんですけども、この事故が起こった後、事故の内容はともかく、事故が起こった後のこの安全対策について教育委員会はどのような取組をしているかお示してください。

○教職員課長 事故後柏市教育委員会、柏市小中体連、小中学校体育連盟事務局、各種目専門部長集めての会議を開きまして、事故の経緯とともに今後の安全対策についても共通理解及び説明いたしました。以降大会前の安全点検、施設の安全点検、それから参加する児童生徒への注意喚起、安全指導を十分に行うようにしております。以上です。

○矢澤 この階段のところということで事故が起こったと思うんですけども、はしごのところですけども、今ある柏の現在小中学校の体育館の中で、同じような古い体育館だと思うんですけども、そういうようなことへの対応というのは行っているのでしょうか。

○教職員課長 各学校での安全点検を基に対応しておりますので、現在その後事故も起きておりませんし、注意喚起徹底されております。以上です。

○矢澤 現在ある体育館についても、これ高校の事故、体育館なんですけども、ぜひ今ある体育館についても安全の確保できるように取り組んでほしいと思います。

そして、被害者なんですけども、これは年度的に見ると平成25年ということなんで、もう二十歳ぐらいになっているのかと思いますけども、被害者の現在健康状況とか、今どういうふうな状況になっているかということは分かる範囲でお示してください。

○教職員課長 現在原告本人に会って確認したわけではないので、あくまでも陳述書の中でというところで我々が把握している状況であります。現在原告の、このけがをした女の子は19歳、誕生日が来れば今年度二十歳ということになります。令和元年の11月10日に陳述書を頂いておりますが、長い時間座っていると背中に痛みを感じるなど、日常生活はほぼ通常どおりできているんですが、その長い時間同じ姿勢でいることがつらい、あと重い物は人に持ってもらうなど、そういう配慮が必要であるということでもあります。ただ、高校時代は自転車で通学できておりますし、高校生活も充実して過ごせたということで聞いております。ただ、将来職業に就いた際に、長い時間同じ姿勢ということが自分にとってマイナスになるんじゃないかという不安を若干感じているということも伺っております。以上です。

○矢澤 和解金についてなんですけども、これ2,121万何がしというふうな形になっているんですが、県が60万、柏市の負担が1,740万というふうになっています。この辺のこの責任割合というのかな、これは妥当だと思ってこれは合意したんだと、和解したんだとは思いますが、この辺のこの県の施設の管理と、運営したのは、競技運営したのは市のほうなんですけども、この割合についてはどのようにお

考えですか。

○教職員課長 大会の見学及び実際参加、運営というのは柏市のほうの管理下にあります。裁判官も柏市の安全配慮義務を怠ったというところが一番重いのではないかという心証がありまして、それを基に裁判官のほうから提示された金額であります。柏市としましても早期解決及び本人の一日も早い回復ということで、この金額で合意したところであります。以上です。

○矢澤 本当に二度とこういう事故が起こらないような対応、体制づくり、これも先ほど言った現在の施設の管理も含めて努力していただきたいと思います。

次、一般会計の補正予算のほうで、学校給食関連事業者に対する損失補填について伺います。981万3,000円ということになってはいますが、これは既に発注されていたこの食材にかかる損失の補填ということになってはいます。これは、業者が申請することによってということでこれは補填されるのでしょうか。

○学校保健課長 こちらにつきましては、業者が申請するというよりは、こういった国のほうで補助メニューができたものですから、教育委員会のほうで実際に各学校で3月中に発注があった業者、こちらをリストアップしていただきまして、その業者に直接こういった補助金があるので、対象になる経費があるかどうかということを確認した上でこの補助金の申請をしているところです。以上です。

○矢澤 金額の大小というのは、これは問わないのでしょうか。

○学校保健課長 金額につきましては、事業者のほうから出していただいた金額を基に、まず補助金の申請のほうはしております。以上です。

○矢澤 これ申請の期限とか、そういうのというのはあるのでしょうか。

○学校保健課長 実際にはこの国の補助申請をするに当たりましてやはり期限がありましたので、4月末にこの各事業者のほうに案内をしまして、5月にこの手続を取っているところです。以上です。

○矢澤 今後これが決まってやるとなった場合、申請する業者のほうはここまでに申請しなければならないという、そういう期限というのがあるんですか。

○学校保健課長 国の補助を要する申請はありましたけれども、交付決定をいただいておりますので、柏市からこの事業者に対して期限というのはこちらで決められますので、特に迫った期限というよりは、ある程度の時間を持って対応していきたいと考えております。以上です。

○矢澤 ちょっと心配なのが、今後の契約のこととかを気にして、損失があってもそれを出さないというふうなことが、業者が出てきちゃうんじゃないかという、その辺が心配、率直に言ってしています。その辺のところはどう考えていますか。

○学校保健課長 既に先ほど申し上げましたように60社に案内を出しまして、そこで対象があるというところで内容を確認しておりますので、実際この後の申請につきましては、その11社の内容を確認して交付していくというような形になると思います。以上です。

○矢澤 この関連業者60社ってさっき言いましたけども、この関連業者の今現在、

今回のコロナの関係で事業ができなくなっている業者というのはいるんでしょうか。

○学校保健課長 今この事業者の中で確認した中で、事業が継続が難しいとかというお話のほうは聞いておりません。ただ、当初3月から学校の臨時休業一斉に始まり、2か月以上、3か月近くなつた中で、この確認をした中ではやっぱり厳しい状況にありますというような報告でありますけれども、事業にならない、成り立たないというお話までには至っておりません。以上です。

○矢澤 分かりました。本当にしっかりと補填といいますか、補償してやれるような取組をしていっていただきたいと思います。

次、学校施設の用地購入の件について伺います。風早中学校のグラウンド用地512万円となっています。これ金額の基準というのはあるんでしょうか。

○学校施設課長 今回この予算の要望額につきましては、買収予定面積が155平米ありまして、金額、単価については近隣の路線価を参考に予算計上しております。

なおですね、前回27年度にも同じ学校の一部借地の買収をしておりますけれども、当時の買収単価が3万2,400円だったということで、路線価3万3,000円でしたので、この辺の金額を採用して予算要望をしております。以上です。

○矢澤 分かりました。これ以外に風早中学校の中でまだ借地というのはあるんでしょうか。

○学校施設課長 風早中学校につきましてはですね、現在7,884平米の借地がございます。ほとんどグラウンドなんですけれども、これは今借地でやっております。敷地全体ですと1万9,874平米のうち、借地が約4割を占めております。以上です。

○矢澤 学校用地のうち4割がまだ借地だということなんですけど、これまでもこういう問題があったんですけども、旧沼南地域で残る借地状況、学校施設に限ってですけれども、借地状況というのはどういうふうな状況なんですか。

○学校施設課長 旧沼南ですと小学校3校、中学校2校の借地契約がございます。小学校につきましては風早北部小、手賀西小、手賀東小、中学校につきましては風早中学校、手賀中学校に借地が残っております。以上です。

○矢澤 分かりました。

次に、追加のほうの予算のことで伺います。福祉施設の職員の感謝の環プロジェクトについて伺います。これは、市内事業者の商品に限定した3,000円の相当のカタログギフト進呈というふうになっているんですけども、これなぜカタログギフトなのかというふうにお聞きしたいんです。商品が限定されてしまうんじゃないかというふうに思いまして、なぜカタログギフトなのかお示してください。

○高齢者支援課長 まず、今回の取組に当たって一番重視しましたのが、まず直接従事者の方々に直接感謝を伝える仕組みを考えるとということ、それからできるだけ早くそれをお届けするというのを一番大事に考えて策を検討したんですけども、その中で、まず直接というところで、お金を、よくあるのが事業所に対してまとめてお金を給付して、事業所で各従事者に配ってくださってやり方をしている自治

体もあるんですが、これですとやはり市として直接従事者の方に届けるという形がかなわないということ、それからよくクオカードとか配っているところもあるんですが、それはそれでまたいわゆる金券ですので、感謝がどこまで伝わるのかというところがありまして、カタログにすれば柏市内、それもカタログも市内の事業者さんが提供するカタログ、商品でカタログを構成することで、市内の事業者さんにも介護の現場の方々が苦勞されているということも伝わるでしょうと。その願いをする中で伝わりますし、またその市内にそういういろんな品物を提供するお店があるということに従事者の方々にも伝わるといういい面もあるでしょうしということで、カタログをまず作成して、それをお届けするというので直接早く、柏市らしく感謝を伝えることができるというふうに考えて決めたものでございます。以上です。

○矢澤 直接とかね、早くというのはすごくいいとは思いますが、例えば市内の事業所だったらどこでも何でも交換できるよという形での、例えば商品券みたいなものとか、そういうふうな形、つまり選択肢がもっと広がるような形でのものにするという、そういう論議はなかったんでしょうか。

○高齢者支援課長 例えば地域振興券のようなものをおっしゃっているかと思うんですが、それをするとしますと、その地域振興券を使えるお店というところをまず当たっていかないといけない、これに御協力いただける、協賛いただけるお店というところをまず当たっていかなくちゃいけないということで、今回ふるさと納税で御協力いただいている、返礼品で御協力いただいている事業者さんに御協力いただこうと考えておりますので、それであればもう既にある仕組みを生かすことができるので、速やかに業者さんにも御理解いただけるだろうというところがあるんですが、地域振興券のようなものと、また新たに御協力いただけるお店を開発していくというところに恐らく相当時間がかかるのではないかとということがございまして、またその券を印刷するとかですね、その周知とかですね、使えるお店の周知とか、そういうことを考えますとカタログというのがダイレクトに届くんではないかなということで選択させていただきました。以上です。

○矢澤 分かりました。本当に大変な状況の中でお仕事をしている人たちに対する協力、感謝の輪というのは大切だと思いますので、やっていっていただきたいと思えます。

次、オンラインドリル導入の件で伺います。このオンラインドリルというのはどんなものか、簡単に説明してください。

○指導課長 オンラインドリルにつきましては、インターネット上でドリル学習を進めていくという、通常紙のドリルを学校等で今まで使っておりましたけども、それをインターネット上で配信をしたものを使っていくということになります。以上でございます。

○矢澤 それでは、これは学校だけの活用になるのか、学校でも家でも活用できる、そういうものですか。

○指導課長 インターネット上のドリルになりますので、学校でも使えますし、家庭に帰ってからも使うことは可能でございます。

○矢澤 これソフトを使ってやるんだと思うんですけども、対応する業者はこの業者ですか。

○指導課長 今回想定しておるのは、小学校はジャストシステム、中学校はベネッセの製品を想定しております。以上でございます。

○矢澤 中学校がベネッセ、小学校ジャストシステムというふうなことなんですけれども、何でこの2つの会社になったのかということ。ほかにも業者ってあると思うんですね。今国の例の持続化給付金の委託問題でもすごく不信感高まっています。今回入札しているわけでもないと思うんですけども、どうやってこう、じゃ業者を決めたのか、決めるのか、業者のこの決定の経過ですね、それちょっとお示してください。

○指導課長 今回のオンラインドリルの導入につきましては、休校期間中の学習の取戻しのための支援の一つとして導入を図るものです。これは、千葉県でICTを活用した学習支援事業補助金を活用して、県内のほとんどの自治体を実施をするものなんですけれども、私たちがこの学習支援をする上で考えておるのは、家庭での自主学習、それから、学校においては自習時間での自主学習、それから授業のまとめの部分での自主学習、この自主学習を支援するというのと、もう一つは先生が行う授業の中で、先生が問題を指定して、提示をして学習を進めるというこの2つの、自主学習と先生が提示をするという2つのパターンでの学習のスタイルを想定しております。そう考えたときに、ドリルについては教科書にまず適合していなければいけないということ、それから子供たちが簡単に操作ができなければいけないということ、そしてより有効に学べるための問題数であったりとか解説、あるいはヒントがあるなしといったようなことですね。併せて価格等も重要なことになるかと思いますが、そういった私たちが活用するのに当たって必要な12項目程度をピックアップしまして、それにつきまして各業者からヒアリングをいたしました。それから実際に私たちが活用してみて、それぞれの項目で評価を行い、その優れたものを上位からということで今回は選択をさせていただいております。この後議会のほうで御承認がいただければこのドリルを製品指定して、入札という形で実施できればなというふうに考えております。以上でございます。

○矢澤 これから入札するんですか。

○指導課長 製品につきましては、先ほど申し上げた製品になりますが、製品の開発を担っている会社は直接販売しておりませんので、その製品を購入する業者につきましては入札をいたします。以上です。

○矢澤 そうすると、これどれがいいかという検討は指導課内部でやったというふうなことよろしいんですか。

○指導課長 指導課のほうで検討をさせていただいております。

○矢澤 じゃ、それ先ほど幾つか教科書準拠とか操作とか価格とかいうふうなのが

あったと思うんですけども、じゃこれこの評価の一覧、どこの会社のものは、どこのソフトはこうだというふうなことで、それは皆さんで検討した結果が出ているようなその一覧があると思うんですけども、じゃこれ後で資料請求しますので、提供よろしいでしょうか。

○指導課長 提供できる状態になっておりますので、提供いたします。

○矢澤 お願いします。

あと、これよくこういうことで心配になるのは、一人一人が使うってなると、個人IDとかいうふうな形になると思うんですけども、このことによってその使っているソフト、それを管理する会社のほうに、業者のほうに個人情報何か漏れるんじゃないかというふうな心配があるんですけども、その辺はどうですか。

○指導課長 具体的に児童生徒の氏名をインターネット上に上げるということは、個人情報の取扱い上不適切と考えておりますので、一人一人の児童生徒につきましては数字を組み合わせたIDを使って使用していくようにしております。以上でございます。

○矢澤 それでは、このことによって、それぞれ学校内のとか個々の子供の情報が、例えば家でこれをもし使ったとしても、個人情報が漏れるということはないということでしょうか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○矢澤 あと、先ほど学校での授業を補うためにとかありました。家庭でも使えるというふうなことですけども、これを利用できる家庭のオンラインの環境なんですけども、以前資料頂いた中にはアンケートを取ったというふうなのがあって、その資料頂いたんです。随分これ環境が整っているなと思ったら、スマートフォンがあればそれもよしとするような内容だったんですけども、ちょっとそれはスマートフォンが1台あれば通るというふうな、こういうふうなものではないというふうに思うんですけども、そういうふうなスマートフォンではなくて、きちんと家庭でもしそれを使って、活用して勉強しようと思ったときに、それ活用できるような、そういうような環境、実際に市内の小中学生はどうなっているのかということについてのきちんとした調査といたしますか、そういうのはやる予定はあるんでしょうか。

○指導課長 委員おっしゃるとおり、今回のオンラインドリルにつきましては、作成された会社のほうでもスマホを使って行うということは想定してありませんので、タブレット端末等を使っての使用ということになります。以前各家庭に調査をしたときにはユーチューブを見る、ユーチューブで配信した学習動画を閲覧するといったようなことで、その環境があるかないかという調査を行いましたので、今回このオンラインドリルの活用につきましては、その調査ではカバーしきれないところがありますので、このドリルが活用できるような環境調査につきましては改めて近々に実施をしていく予定でございます。以上でございます。

○矢澤 お願いします。前回ね、前回というか、この休業中に子供たちがインターネット通じて、学校によってもいろいろ工夫したり、動画作成したり、市教委も動

画作成して努力はしたんですけども、受ける側の問題としてはそれがどこまであるかということによって、それこそ格差が大きくなってしまふようなことがあってはいけないと思うんですね。ですから、一時貸出しとかいうふうなこともありましたけども、どの子もきちんとこれが同じように勉強できるような、そういう体制づくりも力を入れていただければと思います。

次、学校教育関係の再開支援について伺います。これは、資料見たんですけども、先日私は学校を訪問させていただいて、この全面再開した学校の様子を見せていただきました。感染防止のために子供たちが安心して学校生活を送れるようにと、学校生活においても、あと給食の場面においても、あと授業でもいろいろ工夫しているということを見て、本当に学校現場の努力については、本当に頭が下がる思いしました。そういう中でも、この頂いた資料の中にはこの活用について例示が出されているんですね、こういうものということで。ただ、最後に「等」と、「など」というふうなことで示されています。学校においては、いろいろ工夫して学校の中で必要なものをつくったり、対応したりしているところあります。ですから、例示で出されているこの使い方、こうやって使うんだという使い方もあると思うんですけども、学校が具体的にこういうふうなことで使うというふうなことであったら、これは幅が、使い方の幅がぐっと広がるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○学校財務室長 現在国の通知等ではこういった品目、活用事例について、「等」という表現でなされているんですが、今後要綱が示される中で活用品目も整理されてくると思います。また、日々感染症対策として必要になってくるものが変わってくると思いますので、その都度要綱やQ Aを参考に判断してまいりたいと思います。以上です。

○矢澤 これから選択肢は広がってくるというふうなことだと思うんですが、その中でも、ない、うちの学校ではこれが欲しいんだって、必要なんだというふうなことがあったら、本当に有効活用できるような体制をぜひ取っていただければと思います。少なくともこういう利用は駄目なんだという、そういうものってあるんですか。

○学校財務室長 要綱等が整備されましたら、それによって判断していきたいと思います。以上です。

○矢澤 じゃ、まだはっきりしていないというふうなことなんですが、ぜひ学校で有効活用が本当にできるような使い方、それが進むようにしていただければと思います。補正予算については以上です。

○山下 まず、オンラインドリルについて、先日もお聞きしたんですが、聞き切れなかったこともありまして、質問します。先ほど矢澤委員への御答弁のところで、ジャストシステム、ベネッセのところを指導課で審査され、そしてこれから入札していくとあります。どのドリルを選んだかというのは、ある程度まとまったちゃんとしたものを選ぶと思うんですが、やはりこの評価の、評価というんですか、審査の基準というのが分からない中、最後にどれを選ぶのかというのがちょっとはつき

り見えづらいところがあると思うんですが、今後どのように公開されていくのでしょうか。

○指導課長 審査の資料としては、私どものほうで所有しておるんですけども、それをこれからこの評価の観点というか、それぞれの評価について、今のところ公にその数字等を公開するという予定は取りあえずしていないんですけども。

○山下 お話だけを聞いていると、事前に評価基準があって、それに基づいて評価したということだと受け取りますけれども、これ後から決めてから、ここがこういうところがよかったから、こういうふうにしたんじゃないかというような確認というのは、今のやりとりの中だけではちょっとどうしたらいいのかと見えないんですけども、その点については公正に選ぶに当たってどのようにお考えでしょうか。

○指導課長 オンラインドリルの選定に当たりましては、そもそもこれからGIGAスクール構想を進めていく上で必要になってくるドリルかなというふうに考えております。その教材の使い方等を考えていけば、当然必要になってくる機能とかが生じてくると思いますので、そこを観点として今回も選定をさせていただいているところです。

○山下 GIGAスクール構想に当たって、様々な企業がオンラインドリルであったり、様々なこのサービスを開発され、提案されていて、どれもそれなりに採用に、役に立つものだというふうに捉えています。その選定の方法が私は公正に行っていくためにどういう仕組みを今つくっておられるのかというのを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○指導課長 仕組みというほどまでそんなに整備はされていないところだと思うんですけども、先ほど申し上げているとおり、それぞれ活用を考えたときに必要となる機能、これをピックアップして選定項目という形で、おおよそ12項目程度あらかじめ作成をしておいて、それぞれ販売されているドリルについて検証をしていくというような形になるかなと。併せて業者とのヒアリング等も行いますけれども、そういった形で選定をしていくというようなことになります。

○山下 恐らくこの選定された教材については役に立つものだと考えますが、選定されなかった教材についても役に立つものもあるでしょうし、その選定されなかったものとされたものがどこでどうだったのかというのが今のこのお答えではまだ分からないんですが、お答えください。

○指導課長 選定されるかされないかというところなんですけれども、要するに私たちが使いたいという、授業の中で、あるいは家庭学習の中で使いたいということ想定したときに、その機能が整っているか、整っていないかという判断になりますので、それを基本的に私たちは3段階でそれぞれの項目を評価をしてやっているところがございます。

○山下 しっかり選定されているというのは御説明いただいているのですけれども、それが税金を使って購入するものとして適切かどうかという責任、説明が、ちゃんとした選定者が選べれば選定できるんですけども、ちゃんとした人とちゃん

としていないときの差が分かりにくいというふうに感じます。学校も市内に複数ある中で、それぞれのニーズも違う中で、教育委員会の指導課のほうでそれを考えながら選んでいるという、それがAというところを選んだところはこういうところがいいという、それを後から評価としてつけていっているのかどうかというのが分からないので、前もってどのような基準でやっているのかというのを公開はしないにしても間違いがないような方法を取っていかないと、このGIGAスクール構想であったりお金が大きく動くものなので、その辺りしっかりしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○指導課長 おっしゃるとおりしっかりとした評価基準を設けまして、公正に判断をしていくというような形でシステムを整えてまいりたいと思っています。

○山下 今後の入札、これから始まっていくと思うんですけれども、その条件などについて、今発表できる段階で構わないので、お考えについてお示してください。

○指導課長 今回は、先ほど申し上げた形で製品を指定しての入札になりますので、あとは価格ということになるかなというふうに考えております。

○山下 今回の補正予算のこの資料についても説明が、コロナの緊急事態だから仕方ないというのはあると思うんですが、説明が少なく、先日の議場での質疑にしてもまだはつきり、3問制と決められた中でちゃんと答えが得られなかったというものもあります。緊急だからこそしっかりとやっていただきたいなと思います。こちらは要望です。

次に、和解についてお尋ねします。今回の和解のような事例は、これまでの柏市にあったのかどうか、また近隣ではどのような事例があったのかお聞かせください。

○教職員課長 過去に同様の事例、転落事故での和解という事例はございません。ただ、校内の事故であったりほかの事故で和解ということは過去数件あったと思います。

○山下 先ほどの矢澤委員への答弁もありましてあれですが、被告と原告でいうと、ある程度この柏市の責任というのは大きくなっているというふうに見えます。また、千葉県施設のほうと主催者の側でいうと、主催者の責任というのは大きいものだというふうに捉えています。これから施設も老朽化したりしていく中で、対策を取っていかれるとあるんですが、例えばギャラリーの、ギャラリーというんですか、上で応援するというのは、例えば撮影しようとしている方々も増えてきていたり、あとは過熱してくる、保護者とか応援の人たちも過熱してくるということもあって、気をつけているとはいえ何かしら上上がるのは一部の限られた人とか、何かしら具体的な対策が必要と思うんですが、いかがでしょうか。

○教職員課長 現在ギャラリーでの子供たちの応援ということは、基本的には行わないということで注意喚起しているということでもあります。ただ、大会運営上体育館フロアの広さがありますので、やむを得ずその一部の児童生徒がギャラリーでということは実際あるということも聞いております。おっしゃられるとおり老朽化も進んで、手すりも壊れてそのまま上から転落ということも十分考えられますし、今

後その応援の仕方であったり施設の設備点検などなど、教育委員会内で連携取りまして対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長 1つ前の質問で、近隣市の状況はどうかということに答えがないんですが、それはお願いします。

○教職員課長 すみません。近隣市の状況につきましては、正直十分把握しておりません。以上です。

○山下 話を元のところに戻すと、一番はこの事故とかが起こって、けがする人がないことが一番いいわけですがけれども、こういったこの裁判ということがこれから考えられます。基本的にはそのギャラリーには上がらないようにというふうにされていると思うんですけど、場合によっては上で応援せざるを得ないような状況があるというお話なので、この辺りをはっきりと規定というんでしょうか、大会運営に当たって柏市としては決めておかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○教職員課長 大会運営、ギャラリーに上がる上がらないに関わらず、子供たちの安全と、元気に参加して元気に家に帰るということが第一ですので、それにつきましては運営のほうを所管しています指導課とも連携しながら進めていきたいと思えます。以上です。

○山下 今回の和解が一つの判例になると思いますので、ぜひともよろしく願います。

あともう一点、補正予算で臨時休園等に伴う保育料の負担軽減につきまして、保育料及び給食費の返還についてはどのように行っていくのでしょうか。お聞かせください。

○保育運営課長 今現在3月分につきましては保護者から申請書類頂いております。4、5月分につきましては、今現在申請書類を集めている、回収している段階でございます。その準備ができ次第給付のほうはしていきたいというふうに考えております。以上です。

○山下 できるだけ早く、そしてまた今後の事務手続などの簡素化とか、親御さんの負担が少なくなるような方法を採用していただくようよろしくお願いします。

最後に、補正予算の中で保育給付事務システムの導入についてですが、具体的にはどのようなものかお聞かせください。

○次長兼保育整備課長 今回導入しようとしておりますシステムにつきましては、保育園とかの運営につきましては公定価格という国の基準に基づいた経費を算定しまして、それを園に給付しているという状況になっておりますけれども、その公定価格を算出するに当たりまして、今現在各園とエクセルの表などを使って電話、メールでやりとりをしておるんですけども、これが市だけではなくて保育園とかの現場のほうにもかなり負担になっているというところがありますので、ここら辺の書類のやりとりとかをなるべく削減、効率化できるような形で、少しインターネット環境を利用したシステムを導入したいというところがございます。以上です。

○山下 ありがとうございます。どれぐらいの効果が見込めると考えていらっしゃるのでしょうか。

○次長兼保育整備課長 まず、市側につきましては、今臨時職員さんのほうでいろいろ園から出てきた書類のチェックをしていただいているところなんですけども、こういったところがシステム上で自動でエラーチェックが出るような仕組みを導入する考えであります。これに伴いまして、それに関わっている臨時職員の辺りのところが業務の軽減が図られると。あと、やはり日中かなり職員のところにも問合せの電話などがかなりかかってきておりますので、こういったところが同じシステムを見ながら確認できますので、正規職員の業務の軽減にもつながるというふうに思っております。あと、先ほど申したように保育の現場のほうにおいても、なかなかかなり事務のほうでかなり保育士さんなども業務でかかっているというところがありますので、そういった保育士さんが本来やるべき保育業務のほうに労力を向けられるというようなところで効果があるというふうに思っております。以上です。

○山下 この業務とは別かもしれませんが、保育園関係でシステムを導入され、本来機械によって大幅に業務が削減できるというような採用をされた自治体で、そのシステムが動かなかった事例というのがあったとお聞きしますが、今回のこの導入に当たって、どの時期でどういうリスクというんでしょうか、フォローが想定されているのでしょうか。

○次長兼保育整備課長 ちょっと質問からずれてしまうかもしれないんですけども、今回システムを導入するに当たりましては、当然保育現場の御協力も必要になってきておりますので、当然システムを開発する段階から園からの御意見も伺いつつ、システムの導入に当たっては研修をしていくと。また、導入後についても問合せというか、コールセンター的なものをできればこちらも少し委託業務の中に入れて対応していきたいと思っておりますので、保育現場の事務負担の軽減になるようにも努力していきたいというふうに思っています。以上です。

○鈴木 それでは、和解から。中学生の痛ましい事故が起こったのが、本当に悲しい事故だなというふうに思っております。二度とこういう事故が起きないように柏市は準備をしていただきたいというふうに思っております。事故の原因ですが、私も娘が中学校でバレーボールやっておりましたので、よく応援行っていましたので、イメージが湧きますが、事故の原因としてあるそのギャラリーにはしごから上ってくる場所に穴が空いていたということではありますが、その穴は今は塞がれているのでしょうか。

○教職員課長 当該高校の現場確認しておりますが、穴は塞がれてはおりません。ただ、手前に柵が設けられていて、真っすぐ歩いて行ってそのまま穴まで向かうということがないように安全対策が取られております。はしごのほうには一応下に鎖がかけられて、使用禁止ということで現場は確認しております。以上です。

○鈴木 できれば柵よりも、使う場合のことも考えると、開けたり閉めたりできる蓋のほうが上に乗った場合でも大丈夫なような形かなというふうに思います。

そして、これは多分これ柏南高校だけでなく、いろいろな学校、中学校でもこれ似たようなところがあるとは思いますが、それに関しては全て点検と対応策は取られていますでしょうか。

○教職員課長 施設設備のところまで、すみません。自分の所管では確認取れておりませんので、施設課のほうとも連携しながら確認したいと思います。以上です。

○鈴木 多分これ中学校でもあると思いますので、全ての体育館でこういうことが起きないように、蓋をつけるなどのことを早急に点検、対応を取っていただきたいと思っております。

それから、事故が起きないように対応として、この大会がまずそのバレーボールの大会だと思っていますが、何チームぐらいこの体育館に集まっていたんでしょうか。

○教職員課長 当日は、いわゆる決勝という大会でしたので、上位4チームが集まっておりました。準決勝、決勝が行われると。そうすると4チーム集合です。以上です。

○鈴木 分かりました。多分その前日の予選じゃないですけども、1日目とかは私のイメージでもたくさんのチームが体育館の中に集まって、幾つかのコートに分かれて試合をし、そして周りには応援する生徒、応援する保護者がたくさんいて、事故が起きてもおかしくないというか、事故が起きたら困るなどというすごい緊迫した雰囲気があるのかなというふうに思っております。市として高校の体育館だけではなく、もっと大きな例えば沼南の体育館とか中央体育館とか、そういったところの利用を根本的に考えていく必要があるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○教職員課長 今回の事故の反省を受けまして、会場の選定、それから県立高校も含めて今委員おっしゃった沼南体育館とか柏の葉の体育館がありますし、そういうところでの会場を利用しての大会運営ということもまた委員会内として考えていきたいと思っております。以上です。

○鈴木 ぜひよろしく願いいたします。この大会、今は継続して実施されているんでしょうか。

○教職員課長 残念ながら今年度はありませんが、昨年度までは通常どおり行われております。以上です。

○鈴木 1回の事故でそういう大会がなくなるとかいうことになるとうちの子供たちが大変かわいそうですので、ぜひ継続をお願いいたします。

それから、裁判及び和解がここまでかかった経緯、何でこんな5年間もかかったのかというところをお示してください。

○教職員課長 事故発生直後から原告の保護者と教育委員会が連絡を取りまして、損害賠償というところで示談を進めてまいりました。保険会社と協議の上で損害賠償の金額をある程度提示させていただいて、そのやり取りでまず2年ほどかかっております。ですが、残念ながらその損害賠償の金額で合意が至らずに、その後特にやりとりなかったんですが、恐らく原告のほうもろもろ準備で2年ほどかかったということで、事故発生後5年の提訴ということになったと考えております。以上

です。

○鈴木 ありがとうございます。二度とこういう事故がないように、ぜひとも御指導をよろしくお願いいたします。

では次、議案14号一般会計補正予算のほうに入りたいと思います。指定管理者に対する損失補填なんですけど、その根拠に関してお示してください。

○委員長 どのやつですか。

○鈴木 ごめんなさい。経済支援に関することの公共施設の指定管理者に対して、臨時休業に伴って生じた損失補填。

○委員長 うちの委員会の分ですか、それ。

○鈴木 ごめんなさい。スポーツ施設とか入っているから、関係しているかと思った。

〔「市民環境」と呼ぶ者あり〕

○鈴木 失礼いたしました。では、予備費は、これほどで、うちでやるわけじゃないんですよ。

○委員長 予備費、予備費は……

○鈴木 財政だから

○委員長 違うな。

○鈴木 違いますね。分かりました。

では、保険給付事務システムの導入、先ほど山下委員も触れましたが、保険給付事務システムの導入が、これ事業費で792万、債務負担行為で2,350万という予算が上がっております。年間にすると500万を超える予算かと思っておりますが、今なぜこのシステムを導入というか、補正予算の中で検討が入ったのかお示してください。

○委員長 保育給付ですね。

○鈴木 ごめんなさい。保育給付。

○次長兼保育整備課長 今回補正に上げましたのは、令和2年度4月1日から稼働させたいというところがありますので……ごめんなさい。令和3年の4月、すみません。3年の4月1日から稼働をさせるというところで、今回補正をいただいた上で、年度内にシステムの開発を進めて来年度4月から稼働したいということで今回補正を上げさせていただきました。以上です。

○鈴木 これは、この端末というか、保育園側にも設置されると思うんですけども、この保育園の数は幾つになりますでしょうか。

○次長兼保育整備課長 今年度でいいますと認可施設ということで67施設、69、70弱程度施設がございますので、それぞれの施設にソフトを入れていただくということを想定しております。また、毎年今保育園等が数が増えておりますので、新しく数も増えていくというふうに思っております。以上です。

○鈴木 認可保育園、保育所、70施設を予定しているということですね。今ソフトウェアをインストールしてみたいなことを言われましたが、これはウェブのシステムでインストールが不要なシステムじゃないのかなという私は気がしております

が、いかがでしょうか。

○次長兼保育整備課長　ちょっと言葉の表現があれでしたけども、そういうことになります。すみません。

○鈴木　これの園側での利用というのは、毎日利用するシステムでしょうか、それとも月締めで入力するようなシステムなんでしょうか。

○次長兼保育整備課長　この公定価格を計算するに当たりましては、毎月の保育士さんの配置状況でありますとか、それを基に毎月の公定価格が決まりますので、毎月作業していただくということになります。以上です。

○鈴木　ということは、毎日使うシステムではなくて、月に1度、数日使うシステムということでしょうか。

○次長兼保育整備課長　申請自体が月1回ということになりますので、当然その申請をするに当たりましては、それぞれの職員の配置状況などを確認しながら書類を作っていたりですとか、あと保育の質を確保するために加算措置というところもありますので、それにつきましては毎月ではないんですけども、特定の月にそういった事務が発生してくると。また、当然年度末においては補助金の精算事務が発生してきますので、そういったときにもシステムは使って対応することになりますので、稼働率といいますか、それはかなりシステムとしては使っているのかなど。当然それに伴いまして市のほうからも当然問合せなどをさせていただくこともありますので、そのたびにシステムを見るというようなところになるかと思えます。以上です。

○鈴木　今お聞きしますと、毎日使うシステムではない、月数回、年度末だとか、そういったところでは利用するという話ですが、それで年間500万円の費用をかける、5年間ですかね、これで。というのが本当に価値があるものなのかどうかというふうにちょっと疑問があります。できれば、本当ですと柏市全体の中でのシステム部門的などころがこの部署に寄り添っていただいて、どういうものが必要なのかどうかよく検討していただいて、導入を検討していただければと思います。限りある予算だとは思いますが、慎重に十分価値のあるものとしてぜひ実現をしていただきたいなというふうに思います。要望であります。

次、議案第16号、一般会計補正予算（その2）のひとり親世帯の臨時特別給付金ですが、対象世帯の条件は国基準であるが、市の独自性はこれは出せるものなんでしょうか。

○こども福祉課長　今回の給付金に当たりましては、国の制度のままで支給するもので、独自で上乘せするとか、そういったことはありません。以上です。

○鈴木　柏市の独自施策と前回臨時議会で決めました柏市の独自施策がありましたけれども、それとはどこが違うんでしょうか。

○こども福祉課長　前回臨時議会で御承認いただいた児童扶養手当の柏市独自分につきましては、児童扶養手当の受給者、実際の受給者5月分の対象者に支払っております。今回の国の分につきましては、その枠よりも多少幅を広げまして、実際に

児童扶養手当を受給していない方、特に詳しく申し上げますと、公的年金等を受け取っている方で児童扶養手当の受給額よりも高い金額を受けている方は、児童扶養手当は受給できないんですね。ただ、その方も年収ベースで換算しますと、児童扶養手当の所得制限額を下回る家庭があります。そのような方、家庭にも対象は広げられておりますし、またこのコロナの関係で収入が激減してしまった独り親の家庭、こちらのほうも対象になっているということで、市の独自よりも多少幅が広く設定されているものでございます。以上です。

○鈴木 分かりました。ありがとうございます。ここの説明の中で、世帯年収が、対象世帯の収入が大きく減少したと申し出た世帯も給付されるというふうに書いてあったと思いますが、これは具体的にどういう形でしょうか。

○こども福祉課長 こちらにつきましては、金額について幾らとか、そういった基準は特にございませんで、その収入につきまして申出があった世帯、この世帯につきまして5万円を加算するというような形になっております。

○鈴木 その金額は特に決まってもいなくて、申し出た世帯というふうな曖昧で大丈夫なんでしょうか。

○こども福祉課長 その辺は、各自治体も悩ましいところではございますが、今回の国のこの給付金を支給する目的に沿いまして、なるべく簡素な審査でそういった申立てがあった世帯につきましては、そちらをなるべく支給するような形で対応すること、指導というか、ございますので、その辺は手間を取らないような形で、なるべく支給のほうに向けて対応できたらと思っています。以上です。

○鈴木 公平にこの給付がされるように、事前に何らかしらの数値を決めて対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○こども福祉課長 確かに今の申立書、申請書によりますと、収入が大きく減少したというようなどころでの申立てになっておりますので、当然そこで受け付けるときにはヒアリング等現場ではやるつもりではありますけれども、そこでこちらとして明確な基準というのはどこまで設けたらいいのかということは、ちょっとまだ今の制度の中では詳しく指示されておりませんので、ちょっとまだ今後時間ありますので、その辺はちょっと詰めていきたいなと思っています。以上です。

○鈴木 人によって大きく減少したというのが考え方というか、感じ方が違うと思いますので、ある人は大きく減少しているにもかかわらず、自分はそうでないと思込んで申請をしない人もいると思います。そうでない人もいて、結果的に見たら自分のほうが大きく減少していたのに、申請しなかったからもらえなかった、そういったことになりかねないと思いますので、ぜひ事前に明確にしてこの事業を進めていただきたいなというふうに思います。要望としてお伝えいたします。

それから、この特別給付金ですが、給付するための事務手数料はどれぐらいの予算を取っていますでしょうか。

○こども福祉課長 事務手数料ということになりますと、多少システムを改修したりとか、そういった手数料、あとは会計年度任用職員等々含めまして約200万程度を

想定しております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。

では、その次に移りまして、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業に関してお聞きいたします。これも国の施策ですが、中身を多少変更することは、市独自で変更することは可能なのでしょうか。

○地域保健課長 国のほうの基準がある程度決められておりますので、概ね国の基準に沿って行っていきたいと思います。以上です。

○鈴木 ここには本人が希望する場合にと書いてありますが、希望者だけでなく、全員にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○地域保健課長 こちら国のほうが希望する妊婦のみを対象としております。その理由といたしますのは、実際に希望、こちらのPCR検査のほうはその性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になることももちろんございますけれども、感染していないのに結果が陽性になることも想定されます。そのため偽陽性ですとか、あと症状が実際にある場合、ない場合、お医者さんの診断によって分娩、入院や宿泊療養というような適用になるというようなこともございまして、生活がかなり制約されることがございます。そして、全ての分娩の病院が陽性者の受入れをしているわけではございませんので、分娩場所の変更であるとか、あとは分娩の方法の変更であるとか、あとは分娩後にお母さんと赤ちゃんの一時的な分離ですとか、いろいろな可能性がございます。妊産婦さんが必ずしも利益ではなくて不利益を受けることもあるというふうに想定をしているような状況です。ですので、いろいろなことを想定をいたしまして、事前に婦人科の先生のほうから丁寧に説明をさせていただいた上で、検査を希望する妊婦さんに対して検査を行うというふうに国のほうでも言っておりますし、そのようにしていく予定でございます。以上です。

○鈴木 分かったような分かんないような、PCR検査が偽陽性も出てくるから曖昧である、あるいは陽性が出たときに病院が受け入れなくなる可能性がある、そういった心配も出てくるのでしょうか、これで妊婦さんの不安を解消するための制度にもかかわらず、これをやろうとするとまた不安になるみたいな、そういう仕組み自体が私はおかしいんじゃないのかなというふうに思います。何か中途半端な国の政策に振り回されているような気がします。柏市として本当にどうしたらいいのかしっかり考えて対応していただきたいなと思います。妊婦さんがここで希望する、希望しないで、病院からどう見られるんだろうかとか、そういった不安、それから逆に言うと妊婦さんからするとこの先生方、医療関係者は本当にかかっているんだろうか、先生方こそPCR検査をやったほうがいいんじゃないかとか、そういった思っている、不安に思っている妊婦さんもいます。そういう意味では、本来であれば医療関係者全員受けていただき、そして妊婦さんも全員受けていただき、安心して分娩に向かっていたら、そういったことが本来は必要ではないかと思っております。ぜひこの制度を、せつかく予算を1,800万円かけるのであればいいものにしていただきたいなと思いますので、ぜひお願いいたします。要望で終わります。

次、福祉施設職員への感謝の環プロジェクト、先ほどもちょっと出たかとは思いますが、まずこれ福祉施設職員を対象にした理由、こういう頑張っておられる職員というのは柏市の職員もそうですし、医療関係者もそうだと思うんですが、何でこの福祉職員だけを対象にしたのかをまずお示してください。

○高年齢支援課長 コロナに関して言うと、様々な職種の方がそれぞれに今までと違う対応を迫られて大変苦労されていることは間違いないかと思うんですが、ただ福祉の現場においては、そのお世話をしている利用者の方々が高齢者であったり障害をお持ちの方であったり、もし新型コロナに感染すると重症化リスクが高い方々をお世話している、またそのお世話をするに関して一日も欠かすことができない、そのケアなしには生活することができない方々も大勢いらっしゃいますので、その一日も欠かすことができないという福祉の特有のサービスの事情がございます。その現場を支える職員の方々というのは、自分自身がコロナに感染しないということは当然なんです、またその方が一自分が感染して、それを利用者の方につけてしまうと、それはもう命に関わることでございますので、日々大変な緊張感の中でお世話に当たられたと。仕事でもそうですけれども、現場の方の声を伺いますと、やはり自分自身の生活の中でもできるだけ感染しないように、買物とか人込みを避けるとか、日々の生活においても非常に気を使いながらこの期間過ごされてきて、また今でもそうしていらっしゃると思いますけれども、です、その福祉特有の現場の方々の御苦労というものがあるんですが、ただ医療従事者に関しては世界的に医療従事者に感謝をしましょうというムーブメントが起きていますが、福祉の現場の方々に、今そういう声も一部には聞かれますけれども、医療の方々ほどにやはりその光が当たるのが少ない。けれども、日々止めることができない中で頑張っておられるということをしつかり、こういうときだからこそしっかりとその光を当てて感謝を伝えるべきだろうということで、今回は福祉の現場の方々に限らせていただくという判断をさせていただきました。以上です。

○鈴木 福祉の現場の方々は、本当に頑張られているのはよく知っております。医療関係者もそうだと思うんですが、医療関係者こそいろんな学校でも、何か皆さん一緒に拍手を送ろうとかいうことをやられていておるわけですね。その医療関係者の方は、みんなから感謝されているから今回は外して、日の当たっていない福祉関係者だけに何か送るみたいな話で、何かそれでいいのかなというふうに私は思っております。何か明確に福祉施設に限ったこの制度というのが本当にいいのかどうか、私は疑問に感じております。福祉の人たちが頑張っているというのは分かっていますよ。実は、私の娘も高齢者の施設で毎日休まず行っておりました。でも、逆に言うと本人は、でもそうやって働けたから給与は下がっていない、そういう意味では給与下がっていて大変な人たちもたくさんいるからということではありますので、福祉の施設だけに限ったようなのが本当にいいのかどうか、ちょっと疑問に感じています。

あとは、費用面なんです、1万2,000人を対象にしていると書いてありますが、

3,000円のギフト、計算しますと3,600万円になります。予算が事業費が5,700万、これ2,100万円が経費になるのかなって思うんですね。そうすると37%が経費、実の感謝費用は3分の2、何かすごくバランスが悪いんじゃないのかなというふうに思います。先ほどの商品券を作ったほうがいいんじゃないかとか、いろいろ御意見ありますが、カタログギフトだとカタログを作ったり、そのカタログの中のものを最初に考えたりとかいうところもあるのかもしれませんが、そしてそれをまた配送する、そういう経費もかかるというところで、37%の経費がかかるというふうになっているんですが、本当にこれが有効に税金が使われているのかどうかというところがちょっと疑問にあります。カタログは、何人分作るんでしょうか。

○高年齢者支援課長 対象者1万2,000人という想定しておりますので、カタログも1万2,000冊を作るという想定をさせていただきます。以上です。

○鈴木 これ事業所単位でやるんですね、実際には。だって、これ事業所で勤務した職員を想定としていますから、事業所単位に、お宅の事業所では誰ですかという形で、話というか、アンケートなり調査をして、それで配ると思うんですね。という意味では、カタログは1人ずつに配らなくても、事業所単位に数冊だとか1冊だとか、そういう形でもいいんじゃないかと思うんですが、そうやってコストを下げていくということが必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○高年齢者支援課長 カatalog、先ほども矢澤委員にお答えいたしましたとおり、今回はお一人お一人に直接感謝を届けるということをも、もちろんコストはかかりますけれども、お一人お一人にということをも重視しまして、その事業所でまとめてということではなくて、お一人お一人に届けることを重視したので、1万2,000冊カタログを用意したいと考えております。

○鈴木 一人一人に届ける、でもカタログは事業所に1冊、2冊、3冊だとか、人数に応じて冊数をお配りすればいいんですが、事業所にいるときに選んでいただくとか、そうやってコストを下げてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○高年齢者支援課長 コストを優先にももちろん大事にしなければならないことなので、コストを優先にすればそういう方法もありますし、ほかの自治体では事業所にまとめてお金を支給するというところをやっているところもあるんですが、やはり現場の方が自分一人一人が活躍したことで今この福祉の現場が支えられているということを私どもは一番感謝しておりますので、そのことを直接やはりお伝えして、一人一人が、ああ、自分たちがちゃんと評価されたということをも理解していただくためには、やはり直接お届けするべきだと考えております。以上です。

○鈴木 カatalogギフトのカタログが自分の手元に来るのか来ないのか、これによって感謝されているのかされていないのかが変わるわけではないと思います。申込書なりが本人に届いて、本人が申込書ではがきで送るだとか、通常カタログギフトってのはがきで送りますよね。そのはがきを送るのは個人個人で構わないと思うんですよ。カタログ自体の配布は事業所単位で私はいいいんではないかと思いますが、ゼ

ひもう一度再検討していただきたく、要望にとどめておきます。

あと、この間の本会議ではこの勤務した職員の条件が質問でありましたが、これをもう一度お願いいたします。

○**高齢者支援課長** 条件として今考えておりますのが、この4月、5月、緊急事態宣言が出ていた期間中に勤務されていた方で、その勤務の条件としてはまずその2か月間の中で160時間以上、あるいは25日以上勤務された方、この方々はそのまま対象とさせていただきます。ただ、この時間に満たない、介護の現場働き方が様々ですので、この条件に満たない方も当然いらっしゃいます。それでもそういう方々でも、今考えていますのは5月31日現在で3か月以上継続して、要は以前から、コロナの前から現場を支えてくださっていて、引き続き支えてくださっていた方々については、この時間や日数に満たない方も対象とするという考えでおります。また、このコロナの騒ぎが、騒ぎというんでしょうかね。コロナが心配されて以降、3月1日以降に新たにそういう状況にあってもその介護の現場に飛び込んでくださった新規採用の方々、この方々も対象としたいというふうに考えております。以上です。

○**鈴木** ありがとうございます。条件はいろいろ後で、私が入った、入らない、入るとかかって公平感が出てくるところありますので、ぜひ事前に明確にして、それを変えないでいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

これは、委託先はもう決まっているんでしょうか。

○**高齢者支援課長** できるだけ早くお送りしたいというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたようにふるさと納税の返礼品の仕組みで、スムーズにカタログを作成してお届けしたいと考えておりますので、今想定しておりますのはふるさと納税の事務を取扱いをしている事業者はその事務の部分を委託したいというふうに考えております。以上です。

○**鈴木** もう決まっているということですね。ありがとうございます。

では次、オンラインドリルの件に関してお伺いいたします。先ほど何人かの方、委員から質問ありましたので、不足の部分だけちょっとお伺いします。これは、小中学生全員を対象にするということによろしいでしょうか。

○**指導課長** おっしゃるとおり小中学生約3万2,000人全員になります。

○**鈴木** 科目は、何の科目になりますでしょうか。

○**指導課長** 小学校は国語、算数、理科、社会、外国語の5教科です。中学校につきましては、国語、社会、理科、数学、英語と同様5教科になります。

○**鈴木** ありがとうございます。この費用は、オンラインドリル728万円はこれ期間利用料でしょうか。

○**指導課長** この金額につきましては、今想定しているのは9月から3月までの利用料ということになります。

○**鈴木** 9月から3月までの利用料、期間ですよね。これがどれぐらい活用することを今目標としていますでしょうか。1人の子供が月に何時間ぐらい利用するとか、

学校でどれぐらい利用するとか、家庭でどれぐらい利用するだとか、その辺どのよう
にお考えでしょうか。

○指導課長 5教科ありますので、学校では毎時間それを活用するというのはなかなか
難しいと思います。やはり活用できる場面、できない場面があるかと思
いますので、特にこのぐらいを想定ということではないんですけれども、週に1度
くらいは、週に1度というか、教科でですね、各教科週に1度ぐらいは利用
できればいいかなというふうに考えております。家庭学習においても、その
子の状況によって違って来るかなというふうには思っております。以上で
ございます。

○鈴木 その辺の目標を決めておかないと、結局使わずじまいで終わってしま
うんじゃないかなという心配があります。今あったのが各教科週に1度とい
うふうにおっしゃいましたけれども、そうすると子供から見ると、1週間で
5時間とか、5時限と言ったほうがいいんですかね、45分で見ただけのほう
がいいのかもしれませんが、目標でやるのか、その辺をしっかりと決めない
と、この728万円の価値が出てこないんじゃないかというふうに思
います。

そして、並びにそれだけ利用できる環境が学校に本当にあるんでしょうかと。今
まだ1人1台の端末になっていないですよ。そういう意味では、これがどれ
ぐらいその学校にある端末、端末台数というか、パソコン台数と言ったらい
いですかね。タブレット含めての台数かもしれませんが、その台数を含めて、
本当に子供たちが週5時間使えるぐらいの許容量というか、台数があるん
でしょうか。

○指導課長 現状1人1台の端末に向けて準備を進めているところですが、現状
ここまで端末の台数がそろっているわけではございませんので、9月から導
入を開始して、すぐに今申し上げたような頻繁な回数で使用するというのは
難しいかと思えますけれども、今年度内に1人1台の端末の整備に向けて今
進めているところがございますので、1人1台の端末がそろそろような状
況になればなるほど、この活用については、例えば週に1だったものが毎
日といったような形で、もう子供たちの目の前にタブレットがあるという
状況になれば、ほぼ毎日活用できるような状況になって来るかなという
ふうに思いますので、今年度の後半についてはそういう状況になればな
というふうな想定はしております。以上でございます。

○鈴木 ぜひどれぐらい使ったかというのが、記録が残るような仕組みをぜひ
つくっていただきたいな、つくるというか、管理していただきたいなと思
います。端末ごとというか、先ほどのあれですと小中学生ごとにIDを振
るという話でしたから、そのID単位でどれだけ使ったか、月別にどれ
だけ使ったかという報告が取れるようなシステムだったり、それを報告
をその業者から、ジャストシステムとかベネッセのほうで運営してい
るわけでしょうから、そこからもらうなり、ぜひその活用して記録を取
っておいいただきたいなと思います。並びに、これ家庭環境でどれだけ
これが有効に活用されるでしょうか。家にタブレット、あるいはパソコン
がないうちがどれぐらいあって、その子供たちにどういうふうにそれを
保証していくのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○指導課長 まず、家庭環境の整備につきましては、現在家庭環境をこれから調査をしていくというような段階になっておりますので、把握をして、端末及びインターネットの環境ですね、この支援をしていきたいなというふうに考えております。全ての家庭において端末、それからインターネットの環境が整うような形で年度内の整備を計画しておるところでございます。また、前半の記録の云々という話がございましたけれども、これはIDを振っておりますので、子供たちがどこまで学習を進めていって、こういった場面つまずきがあるかというようなところを把握することはできるというような形で今確認は取っておりますけれども、何回使ったかとか、その辺の履歴がどう取れるかということについては今後調べさせていただければと思っております。以上でございます。

○鈴木 よろしくお願いたします。せっかくITを使って教育を進めていこう、素晴らしいことだとは思いますが、ただその環境によって、子供たちの環境によって格差が広がることのないように、ぜひとも対応をお願いいたします。

ちなみに、このオンラインドリルのほうは県からの施策として出てきておりますが、県からの指導でこういったものが来たんでしょうか。

○指導課長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木 現場の教員からはどうだったんでしょうか。

○指導課長 特に現場の教員については、このオンラインドリルのニーズというのは把握しておりませんが、今般のコロナウイルス関連の対応につきまして、家庭とのオンラインでの学習といったようなニーズが現場からも上がっておりますので、オンラインドリルについても同様かというふうに考えております。以上でございます。

○鈴木 本来ですと、現場の先生方がこういったものを準備して、子供たちの学習、遅れた学習を少しでも早く取り戻そうという意見の中で出てきたものであれば、これは本当にいいなというふうに思うんですが、何か上から決められてきたものだと、本当に現場の先生方はこれで本当に使って活用できるのかどうかちょっと心配になりますね。ぜひとも先生方への御指導もよろしくお願いたします。

それから、先ほどジャストシステムとベネッセに決定したというお話をお伺いしました。こういうシステムというか、サービスの利用がどこがいいかというのは大変難しい判断だと思います。使ってみて使い込んでみないとそれが分からないようなものだと思いますね。ですから、この決定が正しかったかどうかは私は分かりませんし、判断はできないと思います。逆に言うと各学校、柏市統一で1社に決めるのではなくて、複数社に決めて、そしてその先生方や使っていた子供たちを含めて、どっちが使いやすかったとか、そういった判断も必要じゃないのかなというふうに思います。今回は、柏市で統一して決めたということですから、それ尊重しますが、ほかの自治体でも導入されていると思いますので、そこでの利用状況とか使い勝手だとか、そういったところもぜひ他自治体との交流も深めていただいて、今後の選定のところに生かしていただきたいと思いますというふうに思います。

要望です。

最後になりますが、学校教育活動再開支援経費ですが、私は前々から言っておりますが、先生方全員がPCR検査を受けて、安全だというふうに言って子供を受け入れてほしいというふうに思っております。そういう意味では、せっかくの9,750万の予算をつくるのであるのであれば、いろんな準備も必要ですよ。でも、子供たちを迎える先生方がまず今はかかっていないという保証を証明をすることも必要かと思っております。PCR検査、先ほどこの前のページの妊婦のところでは2万円って書いてあります。2万円で学校職員2,500人で計算すると5,000万円です。この9,750万円の半分ぐらいの費用でできるわけですね。あるいは、最近言われているのはPCR検査は10人を一つにまとめて検査をする、そしてそれで陽性か陰性かを判断する、そういった方式も出てきております。そうすると、10分の1の費用で済みます。500万円の費用で済むわけです。そういう意味では、こういう費用をかけるのであれば、まずは先生方の安全を確認したほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○学校保健課長 今回の9,750万の話ですけれども、こちらについては学校で買う消耗品であったり、備品であったりって、そういったものの2分の1を補助するという、そういうメニューで今回は予算を計上しておりますので、今言ったPCR検査のほうには活用ができないものと考えております。以上です。

○鈴木 今議会でもPCR検査、学校の先生方に全員受けさせたほうがいいんじゃないかという議論が出ておりました。そこでは、予算がないというふうなことが言われていましたよね。予算はあると思うんですよ。予備費も2億円もありますし、ぜひこの辺の先生方の健康状態をしっかりと確認する、そういったものが私は必要ではないかと思っておりますので、要望として述べておきます。以上です。

○小川 まず、補正予算の学校給食関連事業者に対する損失補償のところ、令和2年3月で令和元年度分ということなんですけれども、この補償メニューというのは、今後もコロナ禍が続くと思うんですけど、継続するというところでよろしいでしょうか。

○学校保健課長 こちらの補助金、メニューにつきましては、今委員のほうおっしゃったように令和2年3月ということで、令和元年度分の補助メニューとなっております。4月以降も臨時休業ありましたけれども、通常のキャンセル分につきましては買い取って対応できていますので、今のところこの令和2年度においてこの補助金を継続するという予定はございません。以上です。

○小川 分かりました。

続きまして、風早中学校のグラウンド用地を購入のところなんですけれども、先ほどの答弁の中に、旧沼南地域の学校施設の借地が小学校が3校、中学校が2校というお話だったと思うんですけど、今後借地の学校施設を運営の安全性の観点からは購入したほうがいいのではないかと思うのですが、今後この借地を購入する予定というのはあるのでしょうか。

○**学校施設課長** 今委員おっしゃられたように、学校を安定的に運営していくには用地は全て保有した方が確実であることは間違いございません。うちのほうでは、今回は相続に絡んで御相談があつて受け付けたものなんですけれども、当然地主さんのほうから買取りの要望あつた場合には、うちのほうが買い取る方向で一応検討して、どんどん購入は進めていくという方針であります。以上です。

○**小川** あと、オンラインドリルの導入のところで、先ほども複数の委員の方からも質問があつたので、重なってしまうんですけれども、オンラインドリルの導入に伴ってGIGAスクール構想の進む中で、1人1台の端末ということで、その1人1台の端末というのは今年度内に整備するというので、先ほどの確認になってしまふんですけど、よろしいでしょうか。

○**指導課長** その国のGIGAスクール構想の実現に向けてということで、柏市についてもその実現に向けて今検討を進めているというところでございます。

○**委員長** よろしいですか。

○**小川** はい、分かりました。以上です。

○**武藤** 議案第14号と16号の補正予算についてです。

まず、臨時休園に伴う保育料の負担軽減についてです。事業費が1億8,213万ですが、国が2分の1の負担ということであれば、単純に計算すると9,107万円だと思ふのですが、資料では国の支出が6,529万になっていますが、これはなぜでしょうか。

○**保育運営課長** 保育料の負担軽減の歳出額ということで約1億8,200万となっております。そのうち、公立保育園の分は市が全額負担することになっておりますので、その差額約1億3,000万ですが、これが民間保育園分の歳出額となります。この補助が、国の補助が2分の1ということになりますので、約6,500万として資料のほうに掲載させていただいているところです。以上です。

○**武藤** 公立保育園の分は、市が負担しなければならないということですが、その分は一般財源として入っているんですか。

○**保育運営課長** こちらにつきましては、公立、本来であれば国の、国なり県なりの負担をいただいておりますが、制度上公立保育園の保育料等につきましては市のほうが、市町村が負担するということになっておりますので、この分については市が全額負担ということになります。以上です。

○**武藤** 幼児教育の無償化で、公立保育園には国からの負担、補助がないということなので、ぜひ公立保育園潰しのようなことはやめて、公立保育園についてもしっかり国が負担できるような要望をしていただきたいと思います。これは要望です。いずれにしても保育料、給食費の返還は6月下旬からということですが、スピード感を持って行っていただきたいと思います。

それから、保育給付事務のシステムの導入なんですけれども、これは債務負担行為、(3)の債務負担行為の保育給付事務システムの運用管理委託との関連はあるんでしょうか。

○**次長兼保育整備課長** 債務負担で組んでいるところにつきましては、令和3年度

から7年度までの保守に関する債務負担ということになりますので、通常の今年度の補正予算で組んでおります800万円弱が今年度のシステムの開発分と。債務負担で組んでいるところが来年度から5年間の保守の委託というところになります。以上です。

○武藤 これは、近隣市などとの事務事業などとも関連してできるのでしょうか。

○次長兼保育整備課長 既に何個かの自治体では導入しているところがありますがけれども、基本的には柏市の給付に係る事務についてこのシステムを対応するというところになりますので、このシステムを園のほうにも導入する必要がありますので、その分については当然市内に限られるというふうに思っております。以上です。

○武藤 園によっては、他市からも通ってこられるお子さんもいるので、なるべく同じような内容の処理ができるように、手続が煩雑にならないようにしてほしいと思うんですが、どうですか。

○次長兼保育整備課長 確かに公定価格につきましては、日本統一のシステムでございますので、それはほかの市に通われている方の分の計算とかにつきましても基本は同じかなと思いますので、ただそのシステムを、ほかの自治体の園のシステムまでちょっと市の歳出で見れるかというところもありますので、そこはちょっと検討しないといけないなというふうには思っております。以上です。

○武藤 じゃ、なるべく連携して、他市の市とも連携して、共通でできるようなことをやっていただきたいと思います。

それから、あと感謝の環プロジェクトについてなんですけれども、議会でも言いましたけれども、やはりその感謝の気持ちの表し方はいろいろあると思うんですけれども、やはり今その利用者が増えて、経済的に大変だというようなことがあります。職員の方の生活の保障ですとか、事業所に直接経済的な支援ができるようなことを求めたいと思います。これは要望です。

それで、ひとり親世帯の臨時特別給付金についてなんですけれども、これはDVを受けて避難している方には支給されないのでしょうか。

○こども福祉課長 こちらの給付金につきましては、あくまで独り親世帯ということで対象となっております。条件といたしましては、離婚をしているということが原則になるんですけれども、DV関連で申し上げますと、例えば裁判所等から避難措置命令であるとか、そういった命令が出ていれば支給要件に該当いたします。以上です。

○武藤 離婚が成立していないDV被害ではない方、調停中の方とかもいらっしゃると思うんですけれども、そういう方はやはり対象にはならないのでしょうか。

○こども福祉課長 別居といった、その別居というかですね、そういった形だけでは支給要件には該当しませんので、当然事実婚ということで支給を停止しているような現状でもございますので、その辺は一つ事実上離婚、籍を外れているとか、そういった状況がなければ該当しないものと考えております。以上です。

○武藤 現実的には、やはりそういう方も困っていらっしゃると思いますので、何らかの

支援ができるように検討していただきたいと思います。

それと、1次補正で市が独自で行った独り親世帯の給付金は、生活保護の利用者が対象から外されています。今回の国の給付金は対象になっていますが、なぜ市の場合は前回対象としなかったのでしょうか。

○**こども福祉課長** 市が独自で行った独自の給付金につきましては、あくまでコロナの関係で収入が減少して、それによって家計が逼迫している独り親家庭、こちらを対象とさせていただいております。生活保護を受給されている世帯につきましては、収入が大きく減った場合は保護費のほうで補填されるという仕組みの中で収入のほうは確保されていると考えまして、対象とはしなかったものでございます。以上です。

○**武藤** 前回のその市の独自の独り親世帯の給付金ですけれども、これも収入が減少している方に限って支給されたんですか。

○**こども福祉課長** 収入が大きく減少したというところを事実で求めてはいなくてですね、あくまで児童扶養手当の受給世帯というところを対象にしたところでございます。

○**武藤** そうであれば、生活保護利用者の方もこの児童扶養手当を受給されているということでは同じです。それで、その児童扶養手当を収入認定されて、足りない分が生活保護から補填されるという形ですので、同じ生活、児童扶養手当を受けているという条件には何ら変わりはないと思うんですけれども、どうですか。

○**こども福祉課長** 確かに委員おっしゃるように、生活の困窮さということでは似たような状況あるかもしれませんが、あくまで独り親世帯というところを対象にしましたのが、約半数の方が非正規雇用であったりとか、年収が200万満たないとか、貯蓄も50万円に満たないとか、そういった逼迫した状況があるという中で、当時緊急性を優先しまして支給いたしましたものでございますので、生活保護の受給者については、先ほど制度の中で収入のほうは確保されているという認識で対象外とさせていただいているところです。

○**武藤** 特別定額給付金も今回の国の制度も、生活保護の方も対象にしているということですので、同じような条件だと思うんですよ。それをわざわざその生活保護の利用者の方を省いたって、対象外にしたということはやっぱりおかしいと思います。今後その辺のところをもう少し検討していただいて、出せるのであれば遡って出していただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。

あと、妊婦の分娩前のウイルス検査についてなんですけれども、ウイルス検査の費用を2万円としています。これで自己負担はないのでしょうか。

○**地域保健課長** こちらのほうは自己負担はなしです。以上です。

○**武藤** 当面3か月という期限を切っているのはなぜでしょうか。

○**地域保健課長** 柏市の大体出産数が年間3,000人、三千二、三百人になります。それを考えると、1か月300人程度なんですけれども、当面3か月分で900人と計算させていただいているのは、この事業がまだ実施していない状況で、どのような形で

どれぐらいの妊婦さんが希望されるか分からないという状況で、取りあえず3か月分全員が希望しても受けられるということで、900人というふうに設定しております。この後状況を見ていきながら、この後状況に応じて補正予算のほうをまた組ませていただければというふうに考えております。以上です。

○武藤 実施時期が新型コロナウイルスに感染した妊産婦への医療協定体制が確保された後ということとは、どういうことなんでしょうか。

○地域保健課長 こちらの不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査というものが、補助の10分の10国の補助ですけれども、補助の条件がございまして、その一つは検査のほうをきちんと行える場所の整備ということ、確保ができるということがまず一つ。2つ目が検査で陽性となった妊婦さんが安心して分娩を行える周産期医療の病院がきちんと確保できているということが2つ目でございます。3つ目に、もし感染をされているという妊産婦さんが分かった場合に、適切な支援を寄り添ってしていくというようなことが3つ目としてございますけれども、この2つ目の陽性になった方、陽性になった妊婦さんが安心して分娩を行える病院というものが、その周産期医療というような整備のところは今千葉県の方で確認をしていったりとか、整備をして調整をしている段階でございます。こちらの整備のほうを整い次第実施をしていきたいというふうに考えております。ですので、整い次第ということになります。以上です。

○武藤 そうすると、千葉県内で陽性になった妊婦さんが出産できるような病院というのはいないんですか。

○地域保健課長 今のところ、ここが出産できますというふうに県のほうから公表されている病院は、今のところはございません。今現在調整中というふうに伺っております。以上です。

○武藤 県で今調整されているということですが、いつぐらいになったらはっきりされるんでしょうか。

○地域保健課長 県のほうで、妊婦の方に限らず、透析の患者さんであるとか、そういった方の入院体制というところを6月の1週、2週目ぐらいでアンケートを取ったというようなお話は聞いておりますけれども、その後まだ報告がされておられません。ただ、これは柏市だけの問題ではなくて、近隣の町村、近隣市町であるとか千葉県内でもありますけれども、一応来週中に千葉県と、あとはほかの中核市である船橋市、千葉市のほうと、この不安を抱える妊婦さんへの分娩前のウイルス検査についての情報共有等をする会議を開催する、それに出席予定でございますので、そのときに明確に病院のほうで提示されるといいなというふうにこちらのほうも考えております。以上です。

○武藤 なるべく早くできるような体制を取ってもらおうよう、県のほうにも要望していただきたいと思うんですが、それに受け入れる体制、やはり今医療機関崩壊危機があるなんていうことも言われていますけれども、受け入れる側の医療機関としても、やっぱり経済的支援がないとなかなか受け入れてもらえないというようなこ

ともあると思いますので、ぜひその辺のところも県に要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○**地域保健課長** 早急に整備をしていただきたいということは、既に県のほうにも申し入れております。今委員のおっしゃった経済的支援というところも併せてお伝えしていければと思います。以上です。

○**武藤** あと、野田市では感染予防として、妊婦にタクシー料金を一部助成しています。片道1回の乗車につき半額、利用1回につき2,000円上限で40回までというものですけれども、松戸市なんかでもタクシー券1万円分を配布するなどしています。そういう支援も必要だと思いますが、どうでしょうか。

○**地域保健課長** 確かにそのような支援もあるといいのかなというふうに思いますけれども、今回は妊婦さんのPCR検査のほうを優先させていただきました。以上です。

○**武藤** ぜひこういう支援も実現できるようにしていただきたいと思います。

あと、議会でも取り上げましたが、子育て支援として特別定額給付金の年齢拡充なんですけれども、これも全国的に自治体で広まっていますので、ぜひこちらのほうも検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○**福祉政策課長** 特別定額給付金、本会議のほうでも答弁させていただいたと思うんですけれども、国の制度上4月27日というふうになっていて、それ以降の人は対象外という仕切りでやらせていただいております。以上です。

○**武藤** 基準は、今現在は4月27日ってなっているんですけれども、4月28日以降に生まれたお子さんも同じコロナ禍の中で大変な子育てをするわけですよ。なので、ぜひ基準の拡充をやっていただきたいと思います。これは要望です。以上です。

○**小松** ひとり親世帯の臨時特別給付金のところで、申し出た世帯に対する給付というふうにありますところなんですけれども、こういった世帯、例えば独り親には全部にそういったお知らせというかですね、こういった対象になる人に全てにお知らせした上で申し出た世帯というふうな形を取るんでしょうか。

○**こども福祉課長** 今回の国の給付金の対象者、あくまで児童扶養手当を主体に考えているんですけれども、市の制度の中でひとり親医療費の制度等もございます。そういった独り親等に対する支給のデータは市のほうで持っておりますので、今回対象になる世帯、約3,000世帯想定しているんですけれども、その世帯については個別に通知等でお知らせすることが可能だと認識しております。そのほかの全くのその制度に関わっていない方については周知が必要になりますので、広報であるとかホームページであるとか、丁寧に行っていきたいと考えております。以上です。

○**小松** ぜひ丁寧にやっていただけたらと思います。

あと、オンラインドリルの導入についてお伺いいたします。皆さん多くの委員がおっしゃっていたんで、私は1点だけ。実施するのは今年の9月から来年の3月までというような話でありましたけれども、例えば夏休み期間も少しは利用できるようなになれば、このオンラインドリルの導入が生きてくるように感じるんですけども、

少し早めの導入というのはいないのでしょうか。

○指導課長 今現在このジャストシステムのドリルなんですけれども、コロナ対応の関係で企業のほうから無償での使用が許可されておりますので、8月までそれがありますから、8月までは無償で誰でも使えるという環境になっておりますので、その無償提供期間が終わる9月から私たちが契約をしてというふうを考えております。

○小松 今無償でも今提供しているというお話でしたけども、先ほどありました端末を1人1台今後やっていくというお話ありましたが、これは例えば端末1人が1台持てるようになった時点で、うちのほうにも持ち帰りができるというふうを考えていいのでしょうか。

○指導課長 この1人1台の端末については、今どういう形でということで検討を進めておまして、最終的に議会にお諮りして決定していくことになるかとは思いますが、当然効果的に活用することを考えていけば、学校だけではなく家庭での活用の両面での活用を進めていくことが有効かなというふうを考えております。

○小松 分かりました。しっかりよろしくお願いたします。

最後に1つ、学校給食関連事業者に対する損失の補填の件なんですけど、補償の件なんですけど、これは令和2年3月の分だけというお話でありましたけども、例えばこういった、もう終わったことになるんですけど、この食材をもったいない部分を全部捨てるのかというんじゃなくて、例えば子ども食堂であるとかフードバンクのほうに提供したというようなことはどのようにされたのでしょうか。

○学校保健課長 今回の3月の対応につきましては、そのとき事例がなかったものですから、基本的には処分されているというふうを考えております。ただ、それ以降各自治体の取組なんかを見ておますと、そういったものを寄附であったり、子ども食堂への提供であったりという、そういう事例も出ておりますので、今後こういう大規模な形で食材が余るという状況が出てくるかどうか分かりませんが、そういった検討は進めていきたいと考えております。以上です。

○小松 じゃ、しっかりそういった点も、今後そういった環境になった場合は取組をしていただけたらと思います。私からは以上です。

○委員長 ほかにありますか。――なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

○委員長 まず、議案第13号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第15号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第16号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。併せて休憩を取りたいと思います。おおむね30分ですので、切りのいいところで3時半から再開をいたします。次の第2区分以降に関係する人は、その時間内に入室をお願いいたします。

それでは、3時半再開いたします。休憩とします。

午後 2時56分休憩

○

午後 3時28分開議

○委員長 休憩前に引き続き委員会を第2区分から再開いたします。

○委員長 議案第2区分、議案第11号、財産の取得についてを議題といたします。

ここで、柏市議会委員会条例第18条の規定により坂巻委員の退席を求めます。

〔坂巻委員退席〕

○委員長 本案について質疑があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、新設小学校の用地の購入の問題なんですが、今回の土地の購入、これは1平米当たりになると幾らぐらいになりますか。

○学校施設課長 1平米換算しますと、単価ですが、約17万円ですね。16万8,000円ぐらいになります。以上です。

○矢澤 それでは、前回も土地の購入があったと思いますけども、このときにもやはりおおよそ1平米当たり16万ぐらいだったと思います。全体にすると1平米当たりが16万3,000円ぐらいになると思うんですが、今回のこれ、この土地は土地開発公社からの買戻しという形になると思いますが、この土地開発公社はこの土地をいつ

購入しましたか。

○学校施設課長 この土地、先買いは、こちら区画整理が始まった前後ですね。平成11年から平成14年頃に用地を取得しております。以上です。

○矢澤 その当時の1平米当たりの取得金額、これ幾らでしょうか。

○学校施設課長 こちらは、面積換算しますと1平米当たり14万3,000円になります。以上です。

○矢澤 私は、これ約8万ぐらいのあれで当時購入したときのやつはつかんでいたんですけども、違いますか。

○学校施設課長 ちょっと面積の換算で申し訳ないんですけども、今、今回買う1万817平米で換算するとこの14万3,000円になります。当時先買したときは面積1万9,000平米ちょっとございましたので、それで計算すると委員おっしゃるとおりの単価になってくると思います。以上です。

○矢澤 つまりそうすると、今回の学校用地全体、これの1平米、そして当時買ったこの面積、それに該当する面積では、当時は8万円ぐらいじゃなかったんでしょうか。

○学校教育課長 お答えします。

今回取得するのは1万817平米なんですけども、この土地は区画整理後の面積でございまして、用地取得に関しては区画整理前でございますので、減歩分の前の元の数字になりますので、面積的には1万9,000平米ぐらいの土地を8万何がしで買まして、それが区画整理によって面積が小さくなりましたので、面積が小さくなったので、割り戻すと約14万3,000円という額になります。以上でございます。

○矢澤 とにかく当時買ったときにはその減歩分とか、そういうのない状況で買ったわけなんで、だから8万1,000円で買ったわけですね、1平米当たりは。ですから、それで考えると、その後いろんなことがあったと思います。20年前のほう買ったものなんで、この20年前の土地開発公社は金融機関からお金借りて、それでこれを土地購入したという形になると思うんですけども、この間の利子の総額というのは幾らになりますか。

○学校施設課長 約2億7,000万円です。以上です。

○矢澤 この利子総額が2億7,000万円ということで、これ20年前に買ったときというのは8万ちょっとで、今回は16万となれば、事実上これ倍近い金額でこの買戻するという形になるんですけども、間にその管理費とかいろんなのもあるとは思いますが、結局区画整理事業というのはこういうふうなものなんだなというふうなことが私も改めて今回分かりました。このやっぱり区画整理事業の在り方というのは、いろいろ考えていかなきゃいけないなというふうに思います。この田中小の分離、新設小学校はこの人口、児童生徒の見通しというのはどのように考えていますか。

○学校施設課長 児童推計に基づいて、こちらのほう数字を持っているんですけども、ピーク時で児童数が、新設小学区の想定の子どものピークが約1,350名、特別

支援学級を見込んで大体46学級ぐらいになるのではないかということで、こちら資料のほう、推計の資料としてあります。以上です。

○矢澤 今46学級って言いましたか。36ですか、46。

○学校施設課長 特別支援学級含めて46。

○矢澤 46学級というふうなことで、相当大規模な学校になるんですね。これ柏の新設小学校の子供たちは、中学校は田中中に行くと思うんですけども、田中中のほうというのはこれで収容というのは大丈夫なんでしょうか。

○学校施設課長 田中中につきましては、敷地に余裕がありますので、子供が小学校からピークずれてくると思うんですけども、足りなくなった場合は校舎の増築で対応するというので考えております。以上です。

○矢澤 校舎を増築すればできるというのはあると思うんですけども、今回の新設校も40を越すようなピークがあると。柏の葉小学校もピークのときには40から50の学級になる、そういうふうな時期が何年か続くという、そういう試算が出ていると思うんです。流山のおおたかの森が一気に増えたということで、様々なこの問題が出てきています。そういうこと考えたときに、しっかりと見通しを持ってこの学校建設なんかをやっていくということをやむを得ず考えていってほしいと思います。大規模校になって被害を受けるのはやっぱり子供ですので、子供たちにきちんとした教育ができるような、そういうふうな学校をつくるということで取り組んでいただきたいと思うんですけども、その辺のところはどのように考えていますか。

○学校施設課長 私ども今言ったクラス数、当然それに向けての設計をやっております。ですから、子供たちの教育環境ですとか先生方の職場環境としての働き方改革等も叫ばれていますので、その辺も検討して設計を今進めているところです。以上です。

○矢澤 長期見通しを持って、子供たちにしわ寄せ行かないような取組を要望したいと思います。以上です。

○鈴木 今の小学校の財産取得の件ですが、かぶっていないところで、周辺の住宅地の平米単価というのは幾らぐらいなんでしょうか。

○学校施設課長 こちらは、新しい区画整理地内だったんですけども、今年から公示地という、国が単価、宅地の単価を出しているところなんですけど、公示地の指定がなされまして、今年の1月1日現在で平米当たり14万5,000円という宅地の評価価格が出ております。実際的にはちょっと今土地が上がってきているので、14万5,000円よりちょっと実際的には上ではないかというような話も聞いております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかにありますか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

坂巻委員の除斥を解きます。

[坂巻委員着席]

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。併せて関係する各課で入室されていない方はお願いいたします。

○委員長 それでは、議案第3区分、議案第6号、柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○矢澤 この件につきましては、前回請願が出ていたと思います。そのときの論議の中で、精神障害1級を新たにこの重度心身障害者医療費の支給の対象にすると、財政負担が8,650万あるというふうなことが言われたと思うんですけども、柏市独自の負担というのはどれくらいになるんですか。

○次長兼障害福祉課長 歳出ではそうなんですけど、県の補助制度で2分の1の補助がありますので、その半分になります。以上です。

○矢澤 そのときにも議論になったんですが、あのときも精神障害1級の方にまだ対象になっていなかったときに、もう自治体によっては対象にしていたところもありました。今この精神障害2級まで対象としている自治体というのはあるんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 千葉県内では流山市のみでございます。ただし、流山市の場合は精神2級の助成対象といっても、肝腎の精神の入院の通院とかの助成対象としなくて、精神疾患以外の医療費に限定して、そのうちの2分の1の助成ということになっています。以上です。

○矢澤 分かりました。でも、柏市というか、ほかの自治体がやっていないということまで広げていくという地方自治体の在り方としては頑張っているんじゃないかなと思うんですけども、ぜひ柏市もさらにこういうふうなことが広がっていけるような、そういう取組を要望したいと思います。以上です。

○武藤 柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、3障害平等の精神で、精神障害者も対象にしてほしいという障害者の運動と声が自治体を動かし、県と柏市、船橋市、千葉市などの行っている会議の中でも、直接県に要望し、近隣11市長会議等でも要望するなど、自治体の努力もあり、ついに実現できたというのはうれしいことです。しかし、重度心身障害者医療費助成の課題はまだ残されています。償還払いのときは無料だったのに、

現物支給になってから所得によっては窓口負担が通院1回300円、入院1日300円の負担を強いられるようになりました。全国では窓口負担のない自治体も47都道府県の中で20府県あります。窓口負担の負担軽減については、どのように考えていますか。

○次長兼障害福祉課長 27年度から現物給付ということでようやくなったんですが、現物給付することによって使いやすくなった方、例えば今までの償還払いですと、高額医療とか決定した後に支給する形になりますので、かなり先にお金を出して大変な部分もあったんですが、より利便性が高まった関係で、またそういったこともありましてか、平成27年度の前の26年度と現在を比べますと18%ぐらい、約1億円ぐらい増えていますので、そういったことを踏まえると、受益者負担の300円はやむを得ないかなと思っています。以上でございます。

○武藤 当然償還払いのときは全額無料でしたのに、それをただ申請とか、そういう手続が大変だということで、少しぐらいいいやということで我慢されていた方が、現物給付で300円窓口で負担をすれば負担してもらえるとということになったので、それは当然のことだと思います。ほかの自治体では、その窓口負担もなくしているような自治体がありますので、ぜひ柏市でも努力していただきたいと思います。これまで対象だった65歳以上で新たに重度障害者になった方は対象から外され、後期高齢者の医療に移行し、1割負担になりました。全国で年齢制限を設けているのは10都県だけです。県内でも千葉市、浦安市などは独自の努力で重度心身障害者医療費助成の対象にしています。柏市でも独自の努力で対象にしてほしいが、どうでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 65歳以上になった場合というのは、主に加齢が原因になることになっておりますので、また65歳以上になると健康保険の関係で、後期高齢者の形の3割が1割という形で障害の場合使えますので、そういった部分で対応していただけたらと思っています。以上です。

○武藤 加齢になったから障害になるというようなことで、対象にしないというようなお話ありましたけれども、同じ障害を持っている方ですので、ぜひそれも改善していただけるように求めたいと思います。あと、先ほどの精神の2級までの方の対象についてですけれども、こちらのほうも要望などもたくさん寄せられておりますので、ぜひ改善を求めたいと思います。また、柏市が行っている精神障害者の入院費の負担軽減策についてなんですけれども、今後も継続してほしいと思いますが、どうですか。

○次長兼障害福祉課長 柏市の入院医療費助成制度については、重身医療の対象に精神がないということもありまして、そういった部分もあって入院したときは大変だろうということで、そういった場合に助成をしたものでございます。また、今回重心医療で精神のほうを対象になったことから、その部分については重心のほうで賄っていく部分と、あとただそこに該当しない部分もございまして、こちらのほうを含めて今後どうするか、他市も同じように検討していると思いますの

で、柏市もちょっと検討していきたいと思っています。以上です。

○武藤 ぜひ利用者の方が負担が増えるというようなことのないようにお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。併せて請願に関係する各課で入室されていない方は入室をお願いします。

○委員長 それでは、請願を審査いたします。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願12号、全ての子供たちに行き届いた保育と教育の実現について、請願13号、子どもの権利条約を遵守し、別居・離婚後も、子供が両親から愛情・養育を受ける権利を守るための法整備と支援についての2件を一括して議題といたします。

なお、請願12号については鈴木委員が紹介議員となっております。先例により、紹介議員は自ら質疑を行うのではなく、請願について説明、答弁を行う立場でありますことを念のため申し上げます。

本2件について質疑があれば、これを許します。

なお、請願13号の主旨1につきましても、意見書の提出を求めるものでありますので、質疑に合わせて意見があれば、これを許します。

○武藤 全ての子供たちに行き届いた保育と教育の実現についての主旨1、公立保育園の給食を民間委託しないでくださいということなんですが、この業務委託をすることで経費の削減というのはどのぐらい削減されるのでしょうか。

○保育運営課長 既に委託されている学校給食と異なりまして、保育園給食につきましては夏休みなどの給食をもう作らない長期のお休みというものがいないため、学校給食ほど大きな削減効果はないと思いますが、大体100万円から200万円程度の削減効果があるんじゃないかと考えております。

○武藤 100万から200万ぐらいの削減ということであれば、今までどおり民間委託にしなくてもいいのではないかと思います。結局その業務委託にすることで削減するということは人件費なんですよ。そうすると、柏市が公的ワーキングプアをつくっていいのかということになると思うんですが、どうですか。

○保育運営課長 今回の給食委託につきましても、第3次の定員適正化計画及び第

2次行政経営方針において、給食調理員など技能労務職については原則として退職者不補充ということで、限られた人的資源を有効に活用していくということで、市で実施する事業のうち公務員が行わなくても民間事業者において同等のサービスが提供できる、そういった事業についてはその担い手を民間に委ねるという方針に基づきまして、今民間委託のほうを進めるということとしております。以上です。

○武藤 保育園給食の位置づけについては、どのようにお考えですか。

○保育運営課長 保育運営における給食の位置づけということですが、子供の健全な発育、発達を目指して提供されるものということで、また保育園給食は単なる食事の提供の場ではなくて、子供の食事、食生活を支援しまして、給食を通して子供の発育、発達などに資するということで考えております。

○武藤 今おっしゃられたように保育園の給食は一人一人の発達段階において、例えばミルクですとか離乳食、幼児食など対応しなければならず、保育士との連携というのが非常に大事になると思うんですが、そのところはどのように考えていますか。

○保育運営課長 調理業務に関わることは、受託者側、現場責任者と施設の責任者とやりとりとなりますが、保育園職員としての関わり方は大きく変わるものではないというふうに考えております。施設の責任者及び保育職員に対しては、今後説明会や研修会などでその旨周知していきたいというふうに考えております。以上です。

○武藤 食育を大事にしている保育園では、調理師さんと一緒に食育を行っているというところもあります。その場合どういうふうにやっていくのでしょうか。

○保育運営課長 調理員さんということだと、クッキング保育というものを実施しているところとあります。クッキング保育につきましても、基本的に調理員さん自身は食材の準備であるとか道具、包丁などのそういった準備に携わっていただいているというところがございます。その辺のところは、仕様書などに含めて、業者のほうに、業者の選定をするということになります。以上です。

○武藤 アレルギーの対応などはどのように行おうのでしょうか。今までどおりに行おうということですがけれども、本当にできるのでしょうか。

○保育運営課長 柏市における給食のそのアレルギーにつきましても、保育運営課のほうで平成25年に給食のアレルギーに関するマニュアルを作成してございまして、今全園共通で取組を行っているところです。また、受託者、従業者選任の基準として、事前に離乳食や乳児食、食物アレルギーや衛生管理に関する研修を受けることとしているところです。また、責任者等に関しては相応の集団給食施設での経験があることとしております。そういったところで選定をしていくということになります。以上です。

○武藤 柏市保育園給食マニュアルというのはどういうものですか。

○保育運営課専門監 保育園給食マニュアルにつきましても、衛生管理等を含めまして給食提供までの手順を示したものでございます。以上です。

○武藤 それが委託されることによって、本当に今までどおりのものは行えるのでしょうか。

○**保育運営課長** 今マニュアルということで申し上げましたが、そういったところ研修等を通じて行うということと、あと市のほうで全公立保育園を対象にした会議等も行っておりますので、そういったところで周知をしていくということになると思います。以上です。

○**武藤** 食育が非常に重要視されていると思うんですね。保育の一環としてその位置づける食育というのは非常に大事だと。先ほども位置づけのことでお話しされましたけれども、その計画的な指導というのはどのように行われるのでしょうか。

○**保育運営課専門監** 食育に関しましては、準備等につきましては給食調理員の手を借りることになりますけれども、実際の指導に関しましては市の栄養士のほうが現場に行っておりますので、今後も継続して行えるものと考えております。以上です。

○**武藤** 栄養士さんが直接調理員さんに指導するということはできるんですか。

○**保育運営課専門監** 栄養士が直接調理員、責任者に関しての指導はできるものと考えております。以上です。

○**武藤** 栄養士さんが直接調理員さん一人一人に声かけして指導するということができない、責任者の方だけでそれが全てうまくいくのかということと大変疑問です。先ほど削減の費用も100万から200万ぐらいということですので、これは委託ではなくてしっかりと責任持ってやはり市が調理員さんも確保していただきたいと思います。今でも調理員さんを足りなくて募集していると思うんですが、これが民間委託になって募集というか、新しく調理員さんを補給できるんですか。

○**保育運営課長** どうしても柏市ということで採用ということになりますと、主に大きくは広報を通じて募集をかけるということになるんですけども、民間業者さんにつきましては様々な媒体を使って募集等をかけているというところがございますので、そういったノウハウを生かして職員の採用に努めてもらいたいというふうに考えています。以上です。

○**武藤** 民間業者さんのほうが募集ができるというようなお話ですけども、実際は公立保育園が責任持って募集するからこそ集まってくるのではないかなと思うんですね。きちんとやはり責任を持って子供たちの安全安心の給食、これを保証することが非常に大事だと思います。ましてその保育の調理師さんを定員適正化計画ですとか、そういうことに当てはめるようなことをするべきではないと思います。事務的に机上の討論じゃないですけども、そういうような形で何でも画一的に定員を削減するというようなことはやめていただきたいと思います。ぜひ子供たちの安心安全な給食を委託ではなくて、柏市が直接責任を持った形でやっていただきたいと思います。以上です。

主旨2のところの保育園の給食副食費を値上げしないでくださいということなんですけれども、去年の消費税の引上げの影響で、他の自治体では学校給食費を値上げしているというようなこともあるそうなんですけど、副食費の値上げというのは、値上げをする予定はあるのでしょうか。

○**保育運営課長** 現時点では、公立の保育園につきましては値上げをする予定はございません。以上です。

○**武藤** 副食費は実費負担ということで、材料費が値上げされれば必然的に値上げされるということになるんですか。

○**保育運営課長** 保育園自体が公立保育園だけじゃなくて、民間保育園もございません。そちらの特に民間保育園ですと、自園でもってそういった食材を購入することになります。そこでもし仮にここで食材が値上げをされた場合、それに伴って給食費を上げないということになりますと、その食材の品質を落としたりとか品数を減らすとか、そういったところにもつながりかねないということもございますので、そういったところも鑑みまして、値上げについては各園での判断ということになると思います。以上です。

○**武藤** 本来副食費を取っていない自治体もあります。やはり私立の保育園に対しても副食費の値段がいろいろまちまちで、その園に任せているということなんですけれども、それではやはり負担の格差が出てしまうと思います。市として副食費の例えば値上げにならないような支援というのは考えていないですか。

○**保育運営課長** 先ほどもちょっと民間保育園のお話をしたんですけれども、園によっては自分の園のグレードの高い給食を出すとかって、そういったことも考えられると思います。そういったところで各園の特色を出すということも考えられます。ただ、給食費についてはどの園もやっぱり公立の保育園の食材料費を元にして見ておりますので、特定の園がどんどん給食費を上げていくというのはあまり考えていないところでございます。以上です。

○**武藤** やはりこの幼児教育の無償化に伴って、副食費を実費負担ということになったこと自体がやはり問題だと思うんですけれども、保育料よりも高い副食費になるようなことも考えられると思いますので、ぜひ副食費の値上げはしないようにしていただきたいと思います。また、どうしてもその材料費が高騰して、各園が食材の値上げによつての副食費の値上げするようなことにならないように、園のほうでもしっかりと援助していただくようにしていただきたいと思います。

○**委員長** 武藤委員に申し上げます。ここは、執行部に要望を伝える場所ではございませんので、我々が判断するのに執行部が今どう考えているかと、そういったところは確認させてもらって結構ですが、我々委員が決定するために今確認をしておりますので、一般の質問とはちょっと切り分けてお願いします。

○**武藤** はい。それでは、副食費については値上げをしないでくださいという主旨2については、ぜひ今お話ししたような状況の中で、やはり保護者負担も増えるということが心配されますので、ぜひ値上げをしないでいただきたいというこの主旨に賛成していただきたいと思います。

主旨3については、柏市の全ての保育園のコロナ感染症の予防対策を強化してくださいということなんですけれども、臨時議会で出された補正予算で、保育園に対する最大50万円の補助金についてはどういふものなのか説明いただきたいと思いま

す。

○次長兼保育整備課長 5月の臨時議会で御承認いただきましたのは、これと趣旨的には同じでして、保育園等でいろいろマスクを買ったりであるとか、消毒液を買ったり、あるいは手袋、そういったものを買う経費に充てていただいたり、あるいは園によっては空気清浄機を購入しているような園もございますけども、そういったコロナの感染対策に伴う経費として50万円を限度に補助するという制度でございます。以上です。

○武藤 この50万円という補助金なんですけれども、令和元年度の3月末で申請をして購入されたものも含めて、50万円という範囲で上限がついているということでしょうか。

○次長兼保育整備課長 この補助金につきましては、元年度分と2年度分合わせて合計50万円という補助金でございます。以上です。

○武藤 そうなりますと、元年度分の3月に申請をしそびれてしまった、またはその品物が手薄でマスクなども購入しなかったけれども、購入できなかったということで、申請に間に合わなかった3月末現在の購入したものの、領収書などは今年度の50万の申請に使われますか。

○次長兼保育整備課長 令和2年度分の補助金については、あくまで令和2年度に入ってから購入したものであるということになります。以上です。

○武藤 この限度額が令和元年と令和2年度と合わせて50万なのに、元年度分で申請をそびれてしまって購入した部分の申請ができないというのはおかしいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○次長兼保育整備課長 今回の補助金につきましては、県の補助金を受けて対象の事業を選定しております。県の補助金の中でそのような取組になっておりますけども、基本的には会計年度独立の原則の点から、どうしても年度で切らざるを得ないというふうに考えております。以上です。

○武藤 申請の期限はあるのでしょうか。

○次長兼保育整備課長 5月でお認めいただいた補正につきましては、令和2年度分の補助金ということになりますので、2年度内に購入、お金の支払いまで済んでいるものが対象になります。以上です。

○武藤 じゃ、来年の3月31日まで申請すればいいということですか。

○次長兼保育整備課長 今回の補助金につきましては、5月の補正の議決後、各園さんのほうからもう既に申請をいただいております。基本的には限度額いっぱい申請をいただいております。その中で年度内に御購入いただいて、年度末に実績報告を上げていただくというようなことになろうかと思っております。以上です。

○武藤 今現在申請されている園では、もう限度額をいっぱいまで申請されているところがあるんですか。

○次長兼保育整備課長 申請額につきましては、限度額で申請してもらうようにこちらでもお話をしておりますので、基本的には限度額で取りあえず申請はいただい

て、あとはその使い勝手の中で、場合によっては限度額使わなければ使わないという運用は当然あり得ますけども、申請は限度額いただいているという状況です。

○武藤 そうしたら、じゃ使わなかった場合は返金とか、そういうのもあるんですか。

○次長兼保育整備課長 お金は、最終的には実績が確定した後にお支払いしますのです。

○武藤 申請だけしていると。

○次長兼保育整備課長 そうですね。すみません。

○武藤 第2波、第3波がまた来るというようなことも言われていますけれども、それに備えて保育課としての備蓄というのはどのくらいあるんでしょうか。

○保育運営課長 備蓄といった面ですけれども、実際にはマスクなどにつまましてはいろいろ市民の方から頂いたり、うちのほうであるものを各園に配布したりしておりまして、備蓄というほどの備蓄は今現在ないところです。ただ、今後その第2波、第3波というお話もありますので、どういった形で備蓄できるかということを考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○武藤 この50万というのがどれぐらいのものなのかちょっと分からないんですけど、マスクですとか手袋ですとか消毒薬など毎日毎日使うものですし、消費されていくものなので、もしもその限度額では足りないといった場合は、どのように対応されるんでしょうか。

○次長兼保育整備課長 今回取りあえず元年度分と2年度分で50万円ということと5月の補正をいただきました。その後国の第2次補正予算のほうにも多少ちょっとスキームは違うんですけども、マスク等を購入できる補助金がまた別枠で50万円予算のほうに計上されておりますので、この活用を今後積極的に対応してまいりたいと思っております。以上です。

○武藤 ぜひこれからのこともありますので、感染症の予防対策、強化していただくようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 こちらの使途に同意していただくようにですね。

○武藤 はい。

○山下 簡潔に、請願12号ですが、これ鈴木委員ですよ。答えますか。説明されますか。こっち聞きましょうか。

お聞きします。2番目の給食副食費についてですが、公立保育園、私立の保育園、こども園ありますが、どれぐらい値段のばらつきがあるか教えてください。

○保育運営課長 大体公立が5,400円ということですから、そこが大体多いんですけども、それから高いところで7,200円というところ、5,400円から7,200円の間ということで、平均で5,795円ということになっています。以上です。

○山下 この食材費が上がった場合、急激に上がる場合の、園によってのやっぱり何割、何%上がったという、そういうばらつきがあると思うんですけども、そういう場合何かしら補助するようなことはこれまであったんでしょうか。

○保育運営課長 無償化が始まって、昨年からもう始まったということで、今のところそういった形はないんですが、大体やはりその給食費については公立が5,400円、そこを大体民間さんも参考にしておりますので、その金額でどう捉えるかということになってくると思います。以上です。

○山下 親御さんにしても、やはり公立の金額というのを意識しながら、自分のところは高いなとか、そういうふうに思われるところがあると思います。選んで高い給食費のところの園に行かれる方もいる一方で、やはり望む園に入れないというような現状が柏にはあると思います。そうしたときに、たまたま入った園についての負担が大きい、そういったことというのは親御さんにとっては大変なところもあるかなと思いますので、その辺りは何か考えないといけないなとは思っています。

あともう一点、私立の幼稚園の給食とこの保育園の兼ね合いというのはどのようにお考えでしょうか。

○保育運営課長 幼稚園が県の所管ということもあって、詳しく把握しているところではないんですが、保育園のように毎日給食を出すところとそうでないところというところもありますので、ちょっと一概に、ちょっと申し上げられないところがあります。以上です。

○山下 1つ目の民間委託のことについてですが、現状の公立保育園の給食の運営について、現状の課題などについてお示してください。

○保育運営課長 課題といいますか、保育園自体が自園で調理しているということで、園児が常に給食調理を見れる状態になっているというメリットもあるんですが、ただ園によってその造りが大分違って、見づらいつかであったりとか、あとやっぱり老朽化している部分があります。学校のように長期のお休みがあれば、その間改修工事とかってできるんですが、保育園の場合随時運営、給食を調理しているところもありますので、なかなかその修繕のほうに手が回らないという現状はございます。以上です。

○山下 承知しました。

請願13号の主旨2についてですが、この柏市で行われている別居、離婚後の公的な支援についてお聞かせいただきたいのと、明石市の取組を参考にした場合の課題などについてお示してください。

○こども福祉課長 主旨2につきまして、今現在柏市で行っていることですがけれども、離婚届を用紙を取りに市民課等の窓口、出張所の窓口に来た方に対しましては法務省等で作成していますリーフレット、専門相談機関の案内であるとか面会であるとか養育費の取決めをするようにというふうなお勧めの手引を配っております。また、相談事業といたしまして、課内の母子父子自立支援相談員の者が相談を受け、対象となる方についてはより専門的な法律相談等へつなげる、そういった御案内をさせていただいているところでございます。

明石市と比べて、確かに明石市のそういった支援というのはかなり手広くやられている印象がございます。ただ、私どもとしましては、行政がどこまでその夫婦の

間の話であるとか子供のその権利の話のところ立ち入れるかというところは非常に難しいところがございます。明石市の職員構成を見ても、中には弁護士の資格を持った職員の方も複数名いるというところでいろんな展開ができていく実情もあろうかと思っておりますので、柏市としても何もしないというわけではないんですが、一義的にはそういった専門的な部分につなげることが今我々の役目ではないかというふうに認識しています。以上です。

○山下 先ほど柏市のごことで手引の書をお渡ししたり、相談員によって相談されているということなんですが、相談員によって相談されているような件数であったり、割合ですか、どれぐらいの、離婚されている中でどれぐらいの方が相談に来られているのか教えてください。

○こども福祉課長 一例で母子父子自立支援員の相談について申し上げますと、これは離婚している、していないということで区別しているわけではありません。離婚を考えている方、もしくはもう離婚を既にされている方等を対象にしておりまして、年間で約2,000件ほどの相談を受けております。内容も様々でございます。DVのことも含めまして、あと子供のこと、あと手当のこと等とあります。養育ということに関しましては、例えば保育園の入所についてはどうかとか、あとはその他というところで、虐待があるとか不安だというような相談も受けておりまして、面会に限ってはちょっと区別をして集計はしていないんですけれども、恐らくその養育に関する相談が年間で約300件を超える程度あります。その中で相談員の実感という中では、そのうち、その他が200件ほどありますので、そのうちの3割程度が面会についての相談だという認識をしております、約60から70ぐらいが相談を受けているというようところで認識しています。以上です。

○矢澤 13号の別居、離婚後の子供たち、子供の養育を受ける権利というふうなことの請願なんですけども、主旨2のほうは、これは今執行部から答弁あったんですけども、やっぱり充実させていくというふうなことについては、これはもっともっとやっていく必要性は私はあると思います。ですが、これはだからぜひ受け入れてほしいと思うんですけども、この主旨1のほうなんですけども、私請願者とお話もしました。意見書についても意見、最初持ってきた意見書に対する意見も言いました。新たな意見書が用意されて見せていただいているんですが、ちょっとこの中で例えば別居、離婚後の子供が両親から愛情、養育を受ける権利を守ることと書いて、これそのものは大切だとは思いますが、この同意なく子供を連れ去った場合は子供を速やかに元の場所に戻しというふうな文章もあるんですね。これは、例えば今よく児童相談所に保護された子供に対する親のほうからの対応とかいうことで様々な問題になっているところ、逆の問題になっていることもあると思います。それから、あと離婚のときに養育計画の作成、義務化とかいうふうなことになると、これが合意できなければ、じゃ離婚できないというようなところが適切かどうか、判断することがちょっとまだ私はどう判断していいかというのがはっきりと、これはちょっと下せないというふうなこととか、意見書そのものを全部読んでも、この表現の仕

方がどうなのかということもちょっとあって、さっき相談の中で、そういうふうなはっきりしないけども、60から70ぐらいは面会のことについての相談もあるということなんで、課題としてはあるというふうに思うんで、これ今私としては今回はこれは継続審議という形で対応、この主旨1については継続審議という形での対応、それがいいんじゃないかと思って提案させていただきたいと思います。以上です。

○委員長 主旨1だけを継続ということですね。

○鈴木 請願13号、主旨1、主旨2に関して意見を述べさせていただきます。

まず、主旨2に関しましては、ここに書いてある内容で兵庫県明石市で取り組まれている子供の養護費の問題だと、取立ての問題というか、関してもすばらしい事例であると思いますので、これに関しては採択すべきだと考えておりますが、主旨1に関しましては、子どもの権利条約を遵守しというふうに頭に請願には書かれておりますが、意見書の中身を見ますと、子供の権利を生かす、子供の権利を尊重するという立場よりも、親の、離婚後親が子供から引き離された親のほうの権利を主張するような内容に私は受け止められております。そういうふうな受け取った関係で、私としてはこれに関して賛成しがたいというふうに考えております。以上、意見を述べておきます。

○委員長 ほかにありますか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願12号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手をお願いします。主旨1です。主旨1について。

〔「請願12だよね」と呼ぶ者あり〕

○委員長 請願12号、主旨1。

挙手少数です。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願12号、主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数でありますので、よって本件は委員長裁決により、不採択すべきものと決します。

○委員長 次に、請願12号の主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数です。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願13号、主旨1について継続の主張がありますので、まず継続

審査についてお諮りいたします。

本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件を継続審査とすることは否決されました。

それでは、本件を採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手ゼロであります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願13号の主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 それでは、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午後 4時27分閉会